

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 9 回定例会 12月 6 日 開 会
12月12日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 12 月 12 日（月曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成28年12月12日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	最知 明 広 君

會計管理者兼出納室長	芳 賀 俊 幸 君
總 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁港・漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 修 一 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	阿 部 修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	大 森 隆 市 君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	菅 原 義 明 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 明 広 君

監査委員会部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長 三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長 佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志

総 務 係 長 畠 山 貴 博
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第5号

平成28年12月12日（月曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第162号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第163号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第164号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第165号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第166号 業務委託契約の締結について
- 第 8 議案第167号 業務委託変更契約の締結について
- 第 9 議案第168号 町道路線の変更について
- 第10 議案第169号 町道路線の変更について
- 第11 議案第170号 町道路線の変更について
- 第12 議案第171号 町道路線の変更について
- 第13 議案第178号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第179号 南三陸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第172号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第173号 平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 第17 議案第174号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第175号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第176号 平成28年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第177号 平成28年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第21 発議第 4号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出
について
- 第22 発議第 5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出につ
いて
- 第23 発議第 6号 高額療養費及び後期高齢者の窓口負担等に関する利用者負担見直
しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書の提出について
- 第24 閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会会期最終日となっております。まだ大分ボリュームがありますので、さらなる円滑な議会運営にご協力をよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番村岡賢一君、6番今野雄紀君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、議員提出議案2件が追加して提出され、これを受理しております。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第162号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第162号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第162号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。本案は、平成27年度歌津魚竜化石等災害復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは、162号の細部説明をさせていただきます。

工事の内容が、平成27年度歌津魚竜化石等災害復旧工事でございます。この工事につきましては、館浜地区にある魚竜化石につきましては現地保存ということで自由に観察できる環境が整えられておりました。しかしながら震災の影響による広域地盤沈下、それから漁港施設のかさ上げにより容易に観察することが困難になることが予想されていたため、従前の機能回復を図るため観察路の整備を進めていたところでございます。

議案関係参考資料24ページをお開き願いたいと思います。

工事の大きな変更点は2カ所でございます。左側が変更前、右側が変更後の図面でございます。赤く旗上げした部分は赤く囲っておりますが、1つが広場の場所の変更、それから観察路の廃止という2点でございます。この原因につきましては、この館浜地区の漁港一帯につきましては復興国立公園の第1種特別地域に指定をされております。公園内であっても災害復旧に関する部分については、従前の機能の復旧については特に許可を要しないものとなっておりますが、この2点に関しては従前はなかったということを経済省側から指摘を受けたところでございます。当然、ただし必要最小限度についてはその限りではないということがございましたので、広場につきましては園路の周辺、それから観察路につきましては現地を確認したところ、直接見る部分については影響がないということで、基本的にはそこまでの通路の確保に今回とどめるものでございます。それによりまして1,600万円ほどの減ということになりました。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。おはようございます。

私のほうから。この1,600万円減額になりました。ただいまの課長の説明ですと、減額になったのは観察の広場の関係で、前のとは違ってきているということでしたけれども、私もこ

の現場に行ってみました。やっぱり波が来て、観察の栈橋なんて以前はあったんですけども、今は行かれない、波が来ているという状況で、このように、何といたしますか、そこは化石場所を取り巻く観察場所ができないものと解しますが、非常にこの魚竜化石というものは世界でも類のない化石なものですから、たびたび大学の先生方、それに伴って生徒の方々が観察に来ております。そういうことをこれからの観光資源に生かしていくものであれば、またインバウンドとかそういうものに大きく結びつけていくには、やはり上から下がって、下で観察ができるということにしていったほうが、この町にとっても観光産業を支えるものとなるだろうと考えられるんです。そうした場合、栈橋を廃止して階段おり口を設置というところをもう少し具体的にご説明願いたいんですけども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1個だけ訂正をさせていただきますが、震災前は観察用の栈橋はございませんので、岩場の上から見ていたという状況でございます。

先ほどご説明したとおり、この地区一帯、漁港区域も含めてなんですけれども、復興国立公園の第1種特別地域ということで、一番規制が厳しい区域に設置指定をされております。そこをご理解していただいて、そして自然公園法の施行規則の中に、既存の建物等があった場合は復旧してよろしい。ただし必要最小限度に限ります。それから2点目、学術研究その他公益上必要があるときはいいです。それらをクリアすれば許可が出ますということがうたわれてございます。それと、一方、復興国立公園の公園計画書というものがございまして、その中に歌津半島の捉え方、考え方が載ってございます。歌津館浜地区は魚竜化石が産出し、学術的な価値も高いものであると環境省でも認めているところでございます。

そういうことがございまして、今回、今議員ご指摘のとおり大分地盤沈下等によりまして状況が変わっているということで、既存にないものというのは、先ほど申しましたとおり広場と観察用の栈橋でございます。今回これをぜひやりたいということで、中間でも多分協議はされていたと思うんですが、最終的な協議をさせていただく段階で、あくまで災害復旧、機能回復ということが目的であれば、従前にはない施設については公園側として許可できないという最終的な回答をいただきました。私も議員の考え方に賛成でございますが、残念ながら許可がいただけなかったということでございますので、やむなく今回は変更して減にするということになりました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 大体今のご説明でわかりましたけれども、この栈橋、観察橋、これらが

できると、もっとあそこが手軽に見られます。年数がちょっとばつと出てこないんですけども、世界最古の魚竜化石の場所ということで、ここが生きてくると思うんですよ。このような栈橋を、浮き栈橋と観察橋ができてくると、すごくこれからもヒットしていくのかなと思われるんです。そうした場合、1,600万円を削ったというのはそういう件からだというご説明なんですけれども、できれば1回だめになっても、これからでも後のことを、10年後、次世代のことを考えると、これを無駄にしないで何とかもう一回かけ合ってみるとか、ぜひこの町ではここを観光の目玉にするんだという意気込みで再度挑戦する意欲はないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 半年ほど協議をさせていただいた結果として考えていただきたいと思っています。基本的には、よほどの状況変化がない限りは難しいだろうと考えています。まずもって地元を管理しているレンジャーというのがおりますけれども、その方をまずもって突破をしなければならいんですが、なかなかその壁が難しいという状況がございます。今後地形の変化とかそういうことがあって化石そのものが守れないという状況になれば、当然新たな手だてを考えなければならいと思っていますけれども、ここ当分は今までの議論を考えてきますとなかなか困難であると考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） では、その魚竜の化石の上に防護壁というか、見える化するために防護壁か何かをして覆うようにするのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 化石については、震災前もたしか樹脂製の防護壁をつけていたと思います。それは災害復旧で既存にもございましたので、そこは許可基準に合致しますので、それは復旧をします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第162号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第163号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程4、議案第163号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第163号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成26年度寺浜漁港防潮堤設置工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） それでは細部説明をいたします。

変更の金額ですが、変更前が9,300万円であります。変更後4,200万円減額いたしまして5,100万円にするものであります。ただ、この変更契約につきましては、普通のというか、今までの変更契約と少し違いまして、現在この契約が事故繰越の予算を使っています。ですから、今現在、平成26年度の予算で行っているというものであります。ですから、最終的に残ってしまいますと使いようがなくなってしまうということがありまして、今年度内にできる部分について打ち切りの精算をするという変更契約であります。

それでは、参考資料を用いまして説明をいたしたいと思えます。

参考資料の26ページをお開き願います。

左側と右下に赤く囲んだところがあります。この両方で発注をいたしました。これが9,300万円、左側は浮上式の陸こうであります。それから右側が、いわゆる土を盛ってブロックで覆いをした防潮堤ということになっております。左側の浮上式のものが約2,000万円、それから右側の盛り土したところのものが大体7,000万円ということになっております。それで、左

側の小さい浮上式のところでありますが、ここにつきましては先ほどもありましたが、国立公園の1種の特別区域でありますということになっております。この解除のこの中の許可の申請をいたしまして、これを進めておりましたが、この解除が10月5日に解除になりました。それまではこちらについては工事ができなかったということになります。それから右側につきましては、真ん中に乗り越し道路、それからこの通りに沿いまして電柱等がございましたので、その許可でありますとか移設工事を行っておりました。その中で今年度内に工事が完了する部分と申しますと、右側の赤く塗ってあります盛り土の防潮堤につきましてはほとんどでき上がるんですが、表層を覆っておりますブロックが100個ぐらいでき上がって50個ぐらいが残るということになります。それから、天端のコンクリートの仕上げができないということになりました。それから、乗り越し道路につきましては、防潮堤ができてからその上に盛り土ということになりますので、これについても水路等以外の部分ができないことになるということになります。それを計算いたしますと、5,000万円ほどが実質工事ができるということになりますので、この部分で打ち切りの精算をいたしたいというのが、今回の変更の内容でございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまのご説明ですと、4,200万円は打ち切りとなって終わりになるということなんですけれども、この漁港が契約どおりにできなかったということになるんでしょうか。この4,200万円、あと打ち切りで、今後事業ができない、終わりになるという解釈でよろしいでしょうか。この4,200万円が減額になった分は、あとは使えないということなのか。その辺のご説明を願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） この4,200万円分ができて防潮堤として一人前ということになりますので、この残りの分につきましては今年度内に同業者に随意契約で発注すべく準備を進めております。ですから、来年度にはこの防潮堤として一人前の格好ででき上がる。右側のほうにつきましては大体5月ごろにはでき上がる。それから左側の浮上式の部分については、浮上式の陸こうができ上がりましたら、こちらへ持ち込んで設置工事をするということになります。これにつきましては、ちょっと今作成しております業者さんとの打ち合わせ

中がございますので、多分夏ぐらいにはなるのかなと思っております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 済みません。私ちょっと今理解力が足りないものですから、ただいまのご説明はちょっと納得がいかないんですけれども、要はこの4,200万円を今ここで減額して、それを後でまた使えるのか。年内中は終わりにするけれども、予算はここで終わって、あとはなしにして報告になるのか、また新年度でも使えるようになるのか、その辺を聞いたかったです。申しわけございませんけれども、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 私の理解力が少なかったのかなと思います。

今のこの予算の4,200万円については不用額になります。ですから、これで流れです。それで、今度発注するお金につきましては、平成27年度の繰越予算を使って発注をするということになります。ですから、来年度発注をしたら、すぐにまた事故繰越の平成27年度のお金ですけれども、平成28年度、今この年度に明許繰越をした予算がありますので、それを使って発注をするということになると思います。大体雰囲気……。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第163号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第164号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第164号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第164号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度中橋右岸下部工災害復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第164号工事請負変更契約の締結について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料2の27ページをお開き願います。

工事名といたしまして、平成27年度中橋右岸下部工災害復旧工事でございます。

工事場所といたしまして志津川字塩入地内、工事概要といたしまして橋梁右岸下部工一式、地盤改良工72本、くい基礎工6本、躯体構築工1基、旧橋撤去工一式でございます。

変更内容としましては、追加資料で1枚お配りをさせていただきました設計変更項目一覧表をごらん願います。設計変更項目一覧表に主な理由を記載してございますが、橋梁下部工の地盤改良工において地盤改良機が電線等の支障により設置できない箇所がございました。1列8本ほど減工をいたしてございます。これにつきましては、後発の工事で改めて施工を予定でございます。また、地盤改良機を設置するために現地盤の支持力を確認したところ、支持力が不足していることが判明し、表層安定処理を増工いたしました。この項目で約100万円の減額ということでございます。橋梁下部工の仮設工において、当初土砂掘削のために土留仮締切を設置し、掘削後の水替え、濁水処理を計上してございましたが、さきに述べました地盤改良工で表層安定処理を実施した効果により、土留仮締切が不要となり、また掘削後に地下水のしみ出しが認められず、水替え、濁水処理が不要となったことから減工いたしまして、この項目で1,200万円ほどの減額となりました。旧橋撤去工の仮設工においては、県河川で施工する排水樋管工事と施工時期が重なることから、土留・仮締切工を県河川側で施工することで協議が整ったことから、町で計上してございました土留・仮締切工を減額し、約200万円の減額ということでございます。共通仮設費の運搬費においては、橋梁下部工及び旧橋撤去工の仮締切工減額に伴い、鋼矢板打設機の運搬が不要となったことから減額といたし

まして、300万円ほどの減額でございます。あわせて1,800万円ほどの減額でございます。あわせて旧橋撤去工と県河川工事の排水樋管の工事の施工時期調整によりまして、旧橋撤去工が3月まで施工するということになったものですから、工期を1カ月ほど延伸し、平成29年3月24日まで延伸するものでございます。

次の28ページには仮契約書を添付してございます。29ページには位置図を、30ページには中橋橋梁全体一般図を添付してございますので、ご参照を願います。

以上で細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。1点だけお伺いします。

今この契約の相手方、山形県、これは升川建設さんですか。今は、全国から来て工事をしていただいていることは感謝申し上げます。その中で工事中に倒産していくという会社があるということも伺っております。そうした中で、昔は相保証というか、業者同士の保証なんかがあったんですけども、現在は、例えば今この工事中に、議案がここに載っているから例を出しますけれども、この会社が倒産した場合、どういう補償が、町にどれだけの損害があるのか、ないのか。そしてまた、どういう保証関係になっているのかその点、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 一般的な請負工事等と保証ということでございますけれども、昔は、相保証と議員おっしゃるとおりそういう形が主流でございましたが、今現在はそういう専門に保証する会社がございまして、そこと建設会社が契約して保証していただくというのが主流になってございます。そのほか、昔ながらの相保証等もございますけれども、今現在は契約専門にやる保証会社と契約して、そこが保証するというところで、もし倒産した場合、どういう補償になるかということ、出来形を管理しまして、出来形分はお金を支払います。できなかった分の工事請負額、前払い金等をお支払いしておいて、その金額が、できていなかった場合には保証会社より補填をされるということで、町の損害があるのかということでございますけれども、町には損害はないような形の契約となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 個人的に言えば、うちを建てたとき強制的に保険に入らせられて、世帯主が、契約者が万が一事故で亡くなった場合は、その保証会社が全部補填してチャラになる

というスタンスとあってよろしいわけですね。そして、この山形県の会社なんですけれども、たまたまここに出てきたから私はわからないので、どの程度の仕事を請け負っているのか、この町が初めてなのか。多分大手で、山形県全般で行っている会社だと思いますけれども、その辺、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 当初契約のときにもご説明をいたしました。当初は制限つき一般競争入札で公告して、登録がなくて不調になったと。指名業者を指定したときに、この町内でやっている業者さんを探しまして、指名をいたしました。この升川建設さんにつきましても当町の国土交通省が発注している橋梁工事をやってございますし、また県の振興事務所の漁港部が発注している防潮堤の工事もやってございますので、施工実績は十分ございます。

○議長（星 喜美男君） 1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 工期についてお尋ねしますけれども、今回の変更契約で1 カ月ほど延伸するという事だそうです。関連と申しますか、その中橋全体の工事の進捗に影響がないのか。現在のところの中橋が完全に完成して、一般の方々が通行できるようになる予定がいつで、それについて今回の工事の工期の変更が影響しないのかどうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず、今回工期を1 カ月延ばして中橋全体の工期に影響しないのかというご質問につきましては、今回旧橋撤去工の部分でございますので中橋全体の工程には影響ございません。

また、中橋自体の工程でございますが、今現在左右岸において下部工を施工しているというところでございます。ちょうど中橋のすぐ上流側に今国道45号線、今の八幡橋ですか、がまだ通行しているということでございます。今の予定ですと、来年の4月からこの八幡橋の橋梁の撤去工が始まるという予定でございます。これが約10カ月かかると聞いてございます。そうすると、平成30年の1月まで八幡橋の撤去にかかるということでございます。ですので、それから橋が撤去になってから盛り土工事をして、盛り土がちょっと落ち着いてから護岸工事をしてという形になりますので、平成31年度、若干平成32年度にもしかしてかかるかもしれませんが、そういう工程で中橋は完成する予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 全体の工期には影響しないということだそうです。関連になりますけ

れども、中橋を設計していただいている先生がいらっしゃいますね。その方と、ほかの工事もそうなんですが、いろいろ設計変更であるとか工期の申し入れなどを行った場合に、なかなかスムーズに連絡がとれなかったりという話を聞いております。その辺、担当課としてそういう事例があるか、ないか。そういう印象を受けているかどうか、お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 当課でやってございます中橋、その他道の駅等もいろいろございますけれども、当課が担当して工事をしておりますものにつきましては連絡もつきますし、週に1回、2回こちらにおいでになっておりますので、十分な打ち合わせはさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第164号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第165号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第165号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第165号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、公共下水道伊里前処理区平成27年度23都災第3651号下水道災害復旧工事第13工区に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま

たは処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第165号工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

議案関係参考資料の31ページをお開き願います。

当該工事につきましては伊里前地区の処理区の下水道災害復旧工事で、33ページに位置図をつけてございますが、伊里前小学校の登校坂から造成中の新しい伊里前商店街を經由し、BRTの歌津駅まで污水管を布設する工事でございます。

工事期間につきましては3番に記載してございますが、当初契約と変更なく、来年1月31日までとして計画どおり現在のところ進捗している状況でございます。

変更の概要等につきましては下段の表に記載をしてございますが、主に大きなところではBRTの歌津駅の裏側に設置いたしますマンホール建工につきまして、当初計画では付近のボーリング調査の結果から土質をれき質と、れきまじりの土ということでケーシング建工という工法で計画しておりましたが、実際ピンポイントでボーリング調査をしたところ、砂質土系、いわゆる砂系の土質が中心ということで、掘削が容易になったことからコンクリート製のブロック式の建工に工法を変更したことが大きな減額の要因でございます。

32ページには仮契約書、33ページ位置図等にはその変更箇所を示した位置図を添付しておりますので、ご確認をいただければと思います。

以上を細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第165号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第166号 業務委託契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第166号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第166号業務委託契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地内において南三陸町震災復興祈念公園整備事業を実施したいため、東日本大震災に係る南三陸町復興事業の推進に関する協力協定書第3条第6項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部との随意契約により業務委託契約を締結したいので、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部については担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第166号業務委託契約の締結について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料2の34ページをお開き願います。

業務の名称といたしまして、南三陸町震災復興祈念公園整備事業に係る業務委託でございます。

委託場所といたしましては、南三陸町志津川地内八幡川の右岸側部分でございます。

業務委託概要としまして、整備面積6.1ヘクタール、造成工一式等を記載のとおりでございます。

契約方法から前払金につきましては、記載のとおりでございます。

業務委託期間としましては、本契約締結日の翌日から平成31年3月31日までの3カ年債務で実施をしたいと考えてございます。

37ページの計画平面図をごらんください。

整備面積6.1ヘクタールのうち築山部分、左側の部分でございますけれども、約3.1ヘクタール、語り継ぎの広場、みらいの森が約3ヘクタールという面積案分になってございます。

工事の概要としまして、造成工とは主に土工、植栽工としましては高木、自生種を中心に考えてございますが、高木と低木、張芝等でございます。給水施設工としましては水飲み場やトイレへの給水管の設備工事、雨水排水整備工としましては側溝等の整備工事、汚水排水設備工としましてはトイレの浄化槽等工事、電気設備工としましては公園内の照明設備や配線工事、園路広場整備工としましては公園内の園路の舗装や階段工の整備工事を予定してございます。修景施設工としましては記憶の広場のレリーフや築山頂部のモニュメントでございます。サービス設備工としましては築山頂部の備蓄機能つきベンチや公園内の案内看板、避難誘導看板などがございます。管理施設整備工としましては車どめや区画線工、建築施設整備工としましては築山頂部やみらいの森のパーゴラやトイレ施設の整備でございます。

整備のスケジュールでございますが、今年度は国道45号や県道志津川登米線、公園の南側になりますけれども、沿線の盛り土工を施工する予定でございます。平成29年度は語り継ぎの広場やみらいの森、八幡川沿いのほうの整備を進めます。築山の部分につきましては、現在の国道45号がまだ走ってございます。新しい国道45号が平成29年度中に供用と聞いてございましたので、新しい国道45号が供用になって今の道路が撤去できるようになってから築山の造成部分については工事を進めたいと考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 震災復興祈念公園整備事業については、いろいろな場所で私も意見を申し上げさせていただいておりますし、いろんな方と意見交換する機会が大変多くございますので、何点かお伺いします。

今までにお話をお伺いしたことについては、繰り返しになりますので聞かないようにしたいと思うんですが、ただ、どうしてもという声も聞いておりますので、その点だけ何点かお伺いします。

まず、トイレなんですけれども、やはり駐車場には要るんじゃないかという声があります。そこについてのお答えをいただきたい。

それから、パーゴラというものが2つですか、出てまいります。ちょっと済みません、細かいことで恐縮ですが、先ほどの説明の中でも盛り土した築山の上に備蓄機能を持たせるとい

うことでした。万が一そこに取り残される人がいる場合を想定してのことだと思えます。その際に、やはり雨や雪をしのげる屋根が必要ではないかという意見は根強くありますので、パーゴラでなければいけない理由と申しますか、なぜパーゴラになって、パーゴラでも間があいていますから雨は通ってしまうと思うんですけれども、そこについての対応を考えていることがあれば、ぜひお伺いしたいということ。

それから、一応、この図面の中には出てこないんですけれども、献花台をつくるという計画がたしかあったと思えます。完成の時期は、今のお話ですと平成30年度の末とか、もっとかかるのかなと思えます。それまで、今現在まさにこの公園の中ではありませんが、献花台があります。それは町内のさまざまな工事によってあちらに移ったり、こちらに移ったりということが今までもありました。その点、この工事期間中も当然そういった思いを持ってこの場に、近くに来られる方というのはいらっしゃると思えます。工事期間中はどのように対応する予定なのか、考えていることがありましたらお伺いします。

それからもう一点、これはちょっと印象と申しますか、現在の工事が予定されている区画のあたりを通りますと、非常に高い盛り土が既になされていますね。設計図を見ますと、築山を整備するということ。今町民皆さんとか、あそこを訪れた皆さんにとって、あの盛られている土がそのまま築山になるのかしらと。堤防側、河川、八幡川側には、また堤防の工事も始まっていますし、あのまま土をどんどん押してきて堤防ができるのかしらという思いがあります。以前私は別な場所でも、仮置き場なら仮置き場と書いておいたらどうだという話をさせていただきましたが、あの公園の工事についても、今置かれている土というのは将来的にどこに行つて、どうなる予定なのか。あれを見た方がさまざまな印象をお持ちになると思えますので、お伺いしたいと思えます。4点でしょうか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 4点ほど質問をいただきました。1点ずつお答えをさせていただきます。

まず、トイレでございます。トイレにつきましては今、みらいの森に1カ所を整備する予定でございます。駐車場等にも設置できないかということでございます。説明会のときにご質問いただきまして、こちらにもつけていただけないかという話がございました。ですが、町としましては、このみらいの森のところに1カ所しか整備していないということでございます。管理や防犯上の理由から1カ所にさせていただいたという形でございますが、整備が全て終わると、ちょうどこの川の向こう側の道の駅、中橋をわたったところにちょうどトイレ

もございますから、そちらを利用するような形でお願いできないかなと思ってございます。

それと、パーゴラでございます。パーゴラは、おっしゃるとおり屋根がかかっているわけじゃなくて棒が重なっていて影ができるという形でございます。築山頂部につきましても、パーゴラでございますが、いざ津波等でここに取り残された方がいたと。一夜になるかわからないですけれども、一夜ここで過ごさなければいけない。そうしたときに雨風しのげるような場所ということでございますが、備蓄機能つきベンチの下に簡易テントを入れておく予定でございます。それと、パーゴラの上に、イメージするとしたらブルーシートですか、ああいうものに乗っけて屋根がわりにもできるということで、そういう資材を入れておこうと考えてございますので、屋根までの整備については考えていないというところでございます。

それと、3点目、献花台でございます。八幡川沿いに防災対策庁舎がございます。今の場所に献花台を移すときに、平成28年、29年度、2カ年今の場所にとということでご説明をさせていただいたと記憶してございます。これから八幡川の、今盛り土になっておるところを目にしていると思えますけれども、その分の護岸工事がもう少しで始まります。護岸工事が終われば、今度町で護岸のすぐ近くに擁壁を建てるような工事を発注いたす予定でございます。それが終われば、国道45号の向かい側のほうですか、今の防災対策庁舎の前に置いている献花台をこっちに戻すという計画でございます。平成30年度には戻したいと思ってございます。

それと、仮置き土でございます。この公園予定地と、あともっと海沿いのほうにも仮置き土が高く積まれてございます。あれがまさに防集等から出ている仮置き土でございます。あの土の大部分につきましては、八幡川の左岸で今工事をしております区画整理事業に土を持っていく予定でございますが、こちらの公園も土を築山等で盛りますので、そちらにも今ある土を利用して盛るという予定でございます。今土があるものを大部分は左岸側にとということでご理解をいただければいいのかなと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まず、最初の2点、トイレとパーゴラについて、繰り返しといいますか、今のお話ですとやはり設置はしないんだと、そういう意見、要望があったというのは聞いたけれども、もう一度検討した結果、代替機能がある、もしくは近くにまたトイレもあるし、パーゴラについてもテントがあるから大丈夫だというお考えのようです。私としては、その最初の整備のときに代替案で十分だとは思えないから、何度もこういう意見が出てくるのかなと思いますので、その代替案でいくということであればこれ以上追求はいたしませんけれども、それで十分だとほかの皆さんが実際に利用したときに納得できるような整備とい

うものをしっかりしていただきたいと思います。

それから、献花台に関してですけれども、1つ私が杞憂しているのは、八幡川をわたって左岸側ですか、東側の整備が、ある程度早く進んでいくんだと思います。そうなったときに、そちら側、川を挟んだ方向から公園であるとか、震災に限らずいろいろな自然災害で亡くなった方々に思いを持った方々が訪れた際に、そこから川を挟んで向こう側を見るということももしかすると、要はそこが一番直線距離として近くなるということがあり得るのではないかなと私はちょっと思っております。ですので、工事期間中にそういった思いを持った方がいらっしゃった場合に、しっかりとご案内するというか、できればこちらでお願いします、まあ、強制するものではないと思いますけれども、町としてはそういう考えなのですということはある程度はっきりと示しておく必要があるのではないかと思いますので、これについても所感があれば、町長含めて思いがあれば、ぜひお答えいただきたいと思います。要は川を挟んでそちら側に手を合わせるといふ方々がいるかどうか、今後になってみないとわかりませんが、町として何か考えていることがあれば、お伺いしたいということです。

それから、盛り土に関しては、やはり何というんでしょうね、一旦置いておいて、またそこから違う場所に持っていくんだということであれば、素人目に考えれば最初から目的のところに置いておけばいいじゃないかと思います。公園の場所に今盛り土がいっぱいあって、やっぱり外から来た方に、ああいうふうに盛られるんですねと言われるわけですよ。あれが築山になるんですよと間違っ言っちゃっている方なんかもいらっしゃるわけですよ。そういった意味で、やっぱり仮なんだということを、何というか、どこかでお知らせしたほうがいいのではないかなと常々思いますので、今回の話でいうと、今庁舎の裏側などに盛られている土というのはそのまま築山になるのではなくて、いずれ違う場所に行くものだという認識でいけばいいということですね。わかりました。答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の質疑に対する答弁を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 祈念公園の6ヘクタール余りの場所に、国の基準としてトイレ1カ所と

いうことをございますので、さまざま議論も内部でもしてきたということもございまして、今お示しの場所にということをございます。いろいろトイレの場所のご意見等については私もお伺いをしてございます。考えてみればといいますか、高齢者の方、あるいは障害者の方が大型バスでおいでになった際に、やっぱりどうしても目的地の駐車場に入れますので、そのとき駐車場に大体トイレがあるというのは一般的です。したがって、このトイレの件の場所については、もう一度我々としても検討させていただきたいと思っておりますので、ひとつきょうはそういうことをご理解をいただければと思っております。さっき言いましたように、ご理解といたしてもあれですが、大体一般的な場所に置くのがいいのかなと思っておりますので、その辺は改めて我々としても再度調整をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、献花台の位置についてお答えをさせていただきます。

献花台につきましては、いろいろな復旧復興事業の関係で、現在の場所に2年間借りて仮置きをするということで動かした経緯がございます。八幡川の右岸側、道の駅、さんさん商店街が入るところですが、その辺の整備がある程度できて、置く場所が今まではなかったんですけれども、整備が進んで置く場所があれば、また仮置きという形になるんでしょうけれども、その辺は内部でちょっと検討をさせていただきたいなと思っております。

それと、仮置きの件でございます。

公園予定地、また、それ以外とのところに仮置きをしているということでいろいろな誤解もあるというところがございますので、ちょっと何らかの方法でその辺をお知らせできるような形でちょっと考えてみたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 細かいところを数点お伺いしましたけれども、私も実際にいろんな方のお話を聞いたり、時には全く意見のかみ合わない方とお話しさせていただいたり、やはりそういう中で物事を前に進めていくというのが非常に大変だなと思っております。ただ、私の立場から申し上げることというのは、しかるべき場所で臆することなく申し上げていきたいなと思っております。

先日の2回目の住民説明会に私も参加させていただきましたが、非常に闊達に疑問に思われたことをお話しになる方が多くいらっしゃったなと思っております。また、設計に携わられ

た先生も時間ぎりぎりまでお答えいただいた。その姿勢は、何というか、私の中では非常に希望として一つ残っております。

ですので、今後も事業を進めていく中、もしくは完成した公園をどう町民が愛して、どう使っていくのかということこそが非常に大切だと思いますので、申し上げられることは申し上げていきます。今後とも聞く耳をぜひ持っていただきたいなと思ひまして、質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

前者に引き続きまして、ただいま町長より、トイレのお話で検討していくという話をいただきました。女性の視点から私も言わせてもらおうと、やはりこの駐車場には100台からの駐車スペースがあります。我々はどこに行っても、まず1時間も2時間も乗った後、おりるとすぐトイレなんです。帰りに、さあ車で帰ろうといったときに、またしばし時間がかかるから、よし、ここでトイレをしようと思うのは人間の摂理だと思います。そうしたことから、今検討するという町長の話ですけれども、やはり私はこの本会議のこの記録を残したい、そう思います。強い意志でございます。そうしたとき、もう一度この駐車場のご意見をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今この場所で、私が断言するというわけにはまいりません。といいますのも、ここまで宮城先生を含め、答弁を聞いているとは思いませんが、しばらく待っていますから。繰り返します。ここで私が断言するわけにはまいりません。といいますのは、これまでずっと何回も宮城先生を中心にして真剣にこの問題については議論をしてきたという経緯がございます。住民説明会等を含め、まち協の皆さんを含めて異論はあったかもしれませんが、一応こういう形の中で最終的にまとめてきたという経緯がございますので、私一人でこれまでの経緯を全く無視して、ここでこちらに変えるというわけにはまいりませんので、これは宮城先生と含めて協議をさせていただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今この7億8,000万円の実施計画が出ております。設計の委託や隈研吾さんの設計委託などを見ますと、全部でかなりのお金がこれに投じられます。あらかし10億円のお金がここに投じられるわけですけれども、自分のうちを建てるときでも設計変更、終わった後に、ああすればよかった、こうすればよかったということがいっぱい出てきます。

私も前者と同じく2回目でしたか、何回目だかちょっと私はわからなかったんですけども、前者が2回目と言われましたので、その説明会に参加させていただきましたけれども、やはりいろんな問題点が挙げられました。やはりそういう場所で挙げたものは、少なからず先生方とお話しして、取り入れてもらうものは取り入れてもらうような方向性でいくのが筋ではないかと思われまます。100円、200円の買い物をするわけではございません。あわせると何十億円の計画になります。ですから、そこを真摯に受けとめて、ぜひこのトイレの問題は、実施設計に入れていただくような努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。2点お伺いします。

1つは契約金額が7億8,000万円ということなんですが、我々が中身を精査するというのはなかなか難しいんですけども、大まかにこの概要の金額等がわかりましたら、お伺いしたいと思えます。

それから、参考資料37ページの図面のいわゆる頂上付近にバッチンのグレーの印があります。これが何を意味しているのか。説明会でちょっとお話がありましたけれども、まずその点をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 2点ご質問いただきました。概略の工事費と祈りの丘のことでございました。

まず工事費でございますが、今私の手元に、経費が入らない直接工事費というのがあるんですけども、経費を含んで7億8,000万円という形でございますので、経費を含みでございますのでちょっと読み上げるのに時間がかかるかなと。まず直工でちょっとお話をさせていただければと思えます。まず造成工でございます。造成工の直工としましては7,760万円ほど。植栽工としまして6,640万円ほど。給水施設工としまして180万円ほど。雨水排水設備工といたしまして7,800万円ほど。汚水排水設備工といたしまして1,600万円ほど。電気設備工といたしまして2,200万円ほど。園路広場整備工といたしまして7,670万円ほど。修景施設整備工といたしまして2,650万円ほど。サービス施設設備工といたしまして2,600万円ほど。管理施設整備工といたしまして1,220万円ほど。建築施設設置工といたしまして1,840万円ほど。仮設工といたしまして2,600万円ほどでございます、これにあと経費がかかりまして7億8,000万円という形でございます。

それと、祈りの丘のこの線というのは園路の部分でございますけれども、なぜこういう位置

に設定されているかというご質問でございました。2回目の説明会のときにもちょっと宮城先生から話がありました。まずこの築山をつくる時、この築山の頂部をどの位置にするかということ考えたときに、この南三陸町の山の軸と、あと海の軸というんですか、海の軸でいうと荒島、椿島、神割崎の方向を向いた軸と、あと山については保呂羽山等の山、大きい山があります。それを結んだ線がちょうどこの部分で交わるという形でございますので、ここに祈りの丘の頂部を持ってきて、ちょうど交わるところにモニュメントを持ってきたほうがいいんじゃないかという形で位置を設定したということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 金額につきましては、今言われてもなかなか理解できないところもありますので、もしできましたら後で詳しい資料をいただきたいと思います。

それから、頂上なんですけれども、説明会で言われたのは、海の軸は神割までの軸だと。それから、山の軸に関して、保呂羽山からここを通過して上山神社という説明がありました。それで、この公共の場所にそういう宗教的な意味を込めているのか、込められているのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 説明会のときにも、山なんかですと山岳信仰があったりとかという話もされましたけれども、この山の軸につきましては信仰的なものとかは余り意識していないような形で、山の軸と、あとは海の軸ということで考えていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 本当は3点お聞きしたかったんですけれども、最後の部分の経費に関しては前議員が聞いたので2点だけ伺いたしたいと思います。

1点目は、祈念公園の祈念、祈るという部分の字は、もうこれは仮称じゃなくて決定なのかどうか伺いたしたいと思います。

あともう一点、慰霊碑がわりになるという築山頂上のモニュメントなんですけれども、震災遺構として防災庁舎には、公園へ訪れた人は誰も手を合わせることでしょう。しかし、モニュメントに関しては場所的なものから、高齢者等を初め追悼の由を持ち、手を合わせ伝えることが困難であることも考えられます。慰霊碑的な部分の設計を見直す必要があると思われるのですが、その設計を変更する考えはないか。

あともう一点。先ほど説明があったんですけれども、経費の部分というのはどういったこと

が経費なのか、もう少し、例えば人件費とかいろいろあると思うんですけども、先ほど伝えられた金額をちょっと計算機で足していたら途中で質問の時間になったので、そのところを以上3点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目だけ私から答弁させていただきますが、この名称につきましては復興庁に対する事業の申請のときからずっとこの祈念という言葉を使っていますので、これは最終形としてこの名前で行きたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、手を合わせるモニュメントの場所の設計変更ということでございますが、この築山に行く園路につきましては、お年寄り、もしくは身障者の方でも車椅子でも登れるような勾配にしてございます。それと、この園路には記憶のみちという形で、地震の発生時刻から津波が来襲した時刻までがこの園路を登っていくとわかるような形で作りたいと思っていますので、学習の場にもなるのかなど。後世にも伝えていけるようなつくりをしたいなと思っていますので、手を合わせる場所につきましては築山の頂上という形でご理解をいただきたいと思います。

それと、工事費の中の諸経費ということでございます。諸経費につきましては先ほど申しましたのが直接工事費ということで、資材であったり人件費であったりというのが直接工事費でございます。その金額によりまして諸経費というのが率でかかってくるような形でございます。その率の中には直接工事費に入らない運搬費であったり準備工の費用であったり、あと現場管理費、一般管理費等々がございますので、そういうのを含めて諸経費という形で呼んでございますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 祈念公園の名称なんですけれども、実はこの祈念公園の祈念を使う公園なんです。陸前高田と石巻で、国、復興庁と県、市が指定する整備事業がこの祈念を使っています。そこで、この公園の目的なんですけれども、国と地方が連携し、犠牲者への追悼と鎮魂や日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に明確に示すことなどを目的とした復興の象徴となるこの復興祈念公園を整備するとあります。そこで、当町でもそうなんですけれども、気仙沼でも、どこか何陣山でしたか、私、読み方がちょっとわからないので、そちらに整備する予定があるみたいなんです。調べてみると、祈念という言葉も使っていますけれども、記念日の記念も使っているみたいです。そこで、名称としては10年後、20年後

も復興を祈念するということだと、祈るという場合はいまだ復興をなし遂げていないイメージがあるんじゃないかと、そういう思いがあるものですから、私は記念日の記念を使ったほうが、考える余地はあるんじゃないかと思います。神戸でも復興記念公園の記念は記念日の記念を使っているみたいですよ。こういったことで、小さなことかもしれないですけども、言葉のデザインも大切じゃないかと思いますので、もう一度伺いたいと思います。

あと、モニュメントに関してなんですけれども、私いろいろな周遊回遊等を見させていただいても、先ほど献花台の話もありましたが、下の震災遺構には手を合わせる人がいっぱいいても上まで登る人はどれぐらいあるのか、ちょっとそれも不安視ができますので、できるならば静かに手を合わせるような場所に慰霊碑を移すべきだと思うんですが、もう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 2点、質問がございました。祈念公園の漢字についてでございます。

町長もおっしゃいましたけれども、これまで協議した結果で祈る、念ずるという漢字でございますので、ほかのところで、神戸等は違う漢字を使っていたりはするんですけども、南三陸町の祈念公園につきましては祈る、念ずるの漢字を使いたいと思っております。

モニュメントの部分で、静かに手を合わせる場所ということでございます。震災遺構のところで手を合わせる場所もありますけれども、震災遺構のところじゃないところでも手を合わせたい人がいる。いろんな方がいると思っております。今までの説明会等で協議した中では、震災復興祈念公園のほうにあんまり向きたくないんだとか、見えないよという話もございましたので、町としましてはこの築山の頂部にモニュメントを設置いたしまして、ここで静かに手を合わせていただくというものを考えたということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃ、一応名称についてだけお聞きしたいんですけども、これは国とかが進めているそういった事業では祈念公園を使っているの、なるべくというか、気仙沼もそうなんですけれども、こういった指定になっていない公園は、何というんですか、象徴ということを考慮して記念日の記念を使うことが大切だと思うんです。そこのところに関してもう一度だけ、そういった明確といたらおかしいですけども、思いがあるのでしたら、今までいろんな協議会等で決まってきたも、ある程度の説明責任というか、つくと思うんで

すが、変更する考えはないかどうか最後に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 繰り返しになりますが、これまで協議してきた中で祈る、念ずるの漢字に決まってきたことから、議員の質問があったから違う漢字にしますという形ではなく、これまでの協議を尊重して祈る、念ずるの漢字で祈念公園という漢字の使用をしたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） お話を聞いていますと、この事業をするために住民の方々との説明会が何度かなされた。住民の方々から希望、要望等のご意見があったというお話でしたけれども、しかし、この設計とといいますか、出てきた結果を見ますと、住民の声があらわれていないというお話であります。行政のいつものやり方なのかなという感じがいたしておりますし、設計が出てきたものに対しての理由づけとといいますか、こうしかありませんよと、ご理解くださいという説明にしか聞こえてこない。なぜなんだろうなという思いがしております。

そこで、今回のこの事業は約8億円ですけれども、見積もり徴収による随意契約ということでありまして、相手方が施工不良を起こした、またURということであります。8億円の事業費に、ここに出された資料だけで私は全く足りないと思います。4番議員さんですか、後で詳細の資料を出してくれというお話がありましたけれども、これはいつ出すんですか。いろんな項目にわたって造成費から仮設工までいろいろありますよね。これらの事業、工事にかかわる見積もりというのはどこの業者が出したんですか。多分その業者さんがいるわけでしょう。このURさんで設計だの見積もりをつくるわけではないでしょうから、だからその見積書を出してください。見積書がないとなかなか私たちも判断が難しい。

それから、先ほど来、宮城先生というお話ですが、どなたなんですか、この宮城先生というのは。どこの会社か、大学かどこかに所属している方なんですか。私お会いしたこともなければわからないので、どなたなのか。業者さんなんだか、偉い先生なんだか、どういうかわかりで、どのような……。見積もりをやった先生なんですか。それとも図面をつくる、設計をしている先生なんだか。どこにはまっている先生ですか。その辺がわかりませんので。先ほど言ったように、見積書を出してください。わかりません、我々、一切。課長、ちょっと直接費についても説明をばばっと言ったんですけれども、諸経費なり間接費ではないけれども、諸経費ですね。どれぐらい何にかかっているのか。事業費が8億円ですからね、8億円。それに対して、たったこれだけの資料で可決してくださいという話はないんですよ。出せな

い理由でもあるんですか。ないんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 見積書につきましては、URさんから見積もり徴収したものがございますので、そちらについてはお示しすることができます。

それと、宮城先生の肩書きでございます。宮城先生は奈良女子大学に在籍をしている先生と、それと、この設計をやっているところなのでございますが、この設計は玉野総合コンサルタントとプレイスメディア設計の共同企業体という形でURから設計を出して、設計をやっているんですけれども、この宮城先生はプレイスメディアも主催されているという形でございます。そういう位置づけでございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

配付資料の説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） A4、2枚つづりのものとA4、1枚もの、2種類資料をお手元にお配りをさせていただきました。A4、2枚つづりのものがUR都市機構より見積書という形で提出されているもので、一番上のところに7億7,922万円というものがあまして、内訳は別紙ということで次のページに載っております。先ほど私が議案の参考資料といたしまして造成工とか植栽工とかという形でご説明しましたが、URから来ている資料がそれとは若干違った様式になってございますので、A4、1枚ものでちょっと先ほど私が説明した内容で、直接工事費、経費を足して工事費という形でわかるような資料をお配りをさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、この2枚つづりのもの、これ以外にもいろいろあるんでしょう。これだけ。そうなの。この割り印がないのは何なの。割り印。中の割り印。いや、こっちにもついてないといけないんだよ。こっちにだけ半分ついて、こっちにはついていないということ。ついてあるの。いや、それを出さないといけないの、本来は。この割り印というもの。だから、こんなので、皆さんもこれ、何、まさかUR、同じような施工不良ではないかと思って、こっちもね。幾らURが施工不良だって行政マンが施工不良ではだめです

よ。だから何でこれはおかしいんだ、こっちで勝手につくったのかと思ったの。そうではないのね。であれば、確認しなくてもいいですか。では信用します。そして、先ほどお話があった直接費、それから間接費というんだけども諸経費を含めて8億円ということでありますので、ただ、今お話で、向こうから見積書で出てきた内容はちょっと細かいから、これにまとめたということですか。間違いはないんですね。じゃあそれも信用しましょう。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私も先ほどの同僚議員の祈念公園のその名前、これはいろいろさっき辞書なども見たんだけど、やはりごんべんの記念のほうが正しいのかなと。それで、課長、2つの意味をどう思っているのか。祈るほうとごんべんのほうと。ちょっと説明してください。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 一般的に記念というごんべんの字を通常辞書とかには載っているような漢字でございますが、今回震災復興祈念公園ということで、お亡くなりになった方を悼むとかそういういろんな意味合いを考えまして、祈って念ずるという漢字のほうがいいんじゃないかという形で議論が進みましたので、読み方が同じで漢字に意味合いを持たせたような形で、祈る、念ずるの漢字にしたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今回の祈念は、神仏に祈る、念ずるという意味合いが、その他にもあるんですけども、それから、ごんべんの記念は、やっぱり過去のことをいろいろと思い起こすこと。それに対してその念ずるというか、そんな意味を持っている。やっぱり私はごんべんのほうが正しいのかなと。それで私も二、三カ所、奥尻のやっぱり津波記念公園にも行ってきましたが、やはりごんべんなんですよ。それから神戸もそうです。神戸もごんべんを使っている。やはりごんべんの記念のほうが正しいのではないかなと思いますが、そのほうがいいんじゃないですか。神や仏に祈りをするという意味なんだ、現在提唱されている議案の祈念は。いかがですか。そう思いませんか。こういう祈念を使っているところはあんまりないですよ、どこにも。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 漢字につきましては、漢字の意味の正確性という形にこだわっているわけではなくて、今回祈念公園が設置される意味とか、お亡くなりになった

方を悼むとかそういうことを考えて、どういう漢字を使ったらいいかという議論の中で、祈る、念ずるの漢字がいいんじゃないかという議論が進み、この漢字にしたということです。ごんべんの記念が正しいからそれを使うという形の議論は、当然そういう話もあったとは思いますが、その議論の中で、辞書に載っている正確な漢字ということにこだわらず祈る、念ずるの漢字を使うという形に議論が進んだということですので、そこについてはご理解をいただければと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 何回も言うようですけれども、神や仏に祈るという意味を持っているんです、この祈念の字は。ごんべんのほうが正しいと思いますよ。ごんべんに変えたらどうですか。どこにもありませんよ。辞書にもないんだから、こういうの。検討する余地はありませんか。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時09分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開します。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しますが、祈るでも、記念のいわゆるごんべんでもこれはどちらでも構わないと私は思っております。これはどちらが正しいかということではなくて、これまでの経緯の流れの中で、祈るというのを使うということでこれまでやってきたわけですので、それで、議員の皆さん方にもご説明をさせていただきましたし、あわせて町民の皆さん方にもご説明をさせてまいりました。そういった中で、ここまでこのような形の中で推移をしてきたということで、今お示しをさせていただいております。ただ、今ちょっと担当と相談をしたんですが、いずれ条例で議決をする必要がございます。その際にご提案する際に改めて内部としてその辺の検討はさせていただきたいと思っております。ただ、いずれ、繰り返しますが、祈るも、それからごんべんの記もどちらも思いはあるということだけはお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今の町長の答弁はそれで、そういうことで条例も今後制定するという話です。全てこの事案の内容を、全てがこれは議会で決定するんですから。もちろん議員一人の意見どうこうというものではありませんが、この祈念の文字については皆さんが相当疑念

を、疑問を抱いていますので、今後十分に検討していただきたい。

そういうことで、課長、さっきの同僚議員さんの答弁で、一人の議員が言ったからこうするとか、ああするとかみたいな答弁をしたようですけども、そうじゃないんです。議員の言っていることは町民の言葉だと思って聞いてもらいたい。そういうことで、やはり町長の最後の条例案のときまでに、まずはよく検討する必要があると思います。もう一度町長にその内容についてご答弁を願いたい。途中で名前を直せませんからね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しの答弁になりますが、今議員の意見も町民の声だということだということのご指摘もございましたが、反面、この事業をこれまで何回となく住民説明会等を開催をしております、住民の皆さん方のご意見をいただきながらここまで来たという経緯もございます。したがって、議員の皆さん方のご意見は尊重するし、それからあわせて町民のこれまでの皆さん方の議論、これも尊重しなければいけない。これは私どもの立場でございますので、そこは多分阿部議員にはご理解いただけるものと思います。繰り返しのようになりますが、条例としてご提案をする際に、それまで我々としてどちらの字になるかわかりませんが、いずれその辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「はい」の声あり）

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。今野は反対の立場から少しだけ討論させていただきます。

さきの一般質問で、築山の頂上のモニュメントが慰霊碑がわりだと知り、驚きを隠せませんでした。震災遺構とはなるべく離れた場所への慰霊碑、記念碑を移し、800有余名のいまだ遺体の上がらぬ御霊もある中、遺族、親族にとっては、多くの人たち、観光客の人たちにも手を合わせてほしいと思っている方たちもいると思います。その反面、静かに手を合わせたいという遺族、親族も逆に多いのではないかとも思われます。多くの客が来る家の玄関先に仏間をつくるような状態で、果たして本当の慰霊、鎮魂の場となり得るのでしょうか。

先日の新聞の大竹しのぶさんのコラムで、悲しみというものはなかなか消えるものではない。しかし、人の優しさによって深く眠っていた悲しみを癒し、思い出に変わっていく。残された者は悲しみを背負うけれど、精一杯楽しく生きてゆかねばいけない。そう伝えていました。

今回の震災で多くの犠牲者が出て、残された多くの遺族、親族の方たちにとって必ずしも慰

霊、鎮魂の場にはなり得ないという思いから、深い悲しみを一日も早く癒し、思い出に変えていくためにも、心の復興を目指すためにも本案に対し、慰霊碑相当の部分を見直す必要が十分あるという強い思いから修正を願い、また私たち議員、政治家は議会の中で多くの議案を議決していきます。そして、その議決した事業等に対し、未来への責任を果たしていくものでもあると思います。最近暴走する車も多いようですが、行政、役所の仕事は得てしてバックのギアがついていない車のようなものと例えられることも多い中、約7億8,000万円という大きな車ですけれども、今回この議案に対し、一人でも多くの議員の手を借り、ほんの少し押し戻していただきたく、一人でも多くの賛同を願い、反対討論とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番。11番は本案に賛成の立場から討論をいたします。

復興もかなり進んできて、毎日見る風景も変わってきております。そして、いろんな方々から聞くところによると、いつごろ完成するのという声もしばしば聞かれます。この復興祈念公園については先ほど来、名称からしていろんな議論を重ねてまいりました。この祈念公園自体もここに至るまでさまざまな方々の意見を聞きながらそういう形で進めてきたものであると認識しております。ことわざに十人十色という言葉がございます。したがって、個々の意見も大事でありますけれども、大きな事業を進めるには100%はあり得ないのであります。したがって、今の議案に対しても個々の考えがあってしかるべきだと思っております。そのような中でありますけれども、私は事業全体の進捗、早く完成し、明るく楽しく暮らせる南三陸町を目指して一刻も早く推進するべきだと思ひ、本案に賛成するものであります。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありますか。

本案に対し、反対討論の発言を許します。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

さきに反対討論した方の意見でも、全部取りやめということではないと思います。一部修正するということです。この公園は、公園がないと生活ができないというものではないと思います。これはもう少し時間をかけて、そんなに長くはかけられないとは思いますが、考える必要があると思いますので、今回この案には反対をしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言はありますか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどもありましたけれども、公園整備に着手してから今までの時間経過を考えれば、この議案が提出されたのは遅いぐらいです。なぜそんなに時間がかかったかということを考え

ば、そこには当然多くの意見を取り入れるために時間を要したと解するものであります。より多くの町民、町民に限らず将来この公園を訪れる方々が、この公園が整備された意味をわかるものになっているものと私は考えます。具体的に申し上げれば、参考資料の中にもありますが、記憶のみち、祈りの丘、祈りのテラス、みらいの森、祈りの丘に至る園路、これらは全て町民の意見を聞いて、1回目の説明会から2回目の説明会の間に改善案が示され、それを多くの町民の前で説明がなされたものであります。そこまでしましても100%のコンセンサスというものはありませんとありますが、重要なのはこの公園が整備された後、次に続く世代に何を伝えて、どのようにこの公園を使っていくかということを考えることだと思います。そのために余白が残された設計案になっているのだと私は理解しております。そういった観点から、議員の皆様にはこの議案に賛同していただき、この公園が長く後世に語り継がれるように感謝、そして追悼、それを町民との協働でつくっていくという場所にふさわしいものとなるべく今後も引き続き働きかけていっていただきたいと思います。現時点でこの議案に反対する理由はないと私は判断しておりますので、ぜひ賛同を賜ればと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありますか。本案に対し、反対の討論の発言を許します。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 及川です。私は反対討論を述べさせていただきます。

まずもってこの祈りの場ということに対しまして、このような案であれば、私的に風化されていく恐れがある。なぜかと申しますと、私も一般質問で申し上げました名前を刻むことによってそこに行く人たちが、あの人、この人とそれぞれ思いをそこでめぐらせると思うんです。そうすることによって代々伝え、受け継がれて、そこが祈りの場になるのではないかという思いがいたします。ですから、これを一部修正していただきたい思いで反対させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成の討論の発言を許します。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 皆様のご意見を聞いて、私もお話しするようになるとは思いませんでした。

今回のこの震災公園に対しまして、震災から5年9カ月ですか、かなり年数が経っています。そういった中で、ただいま復興途上でございます。ここで、ちょっとこんなことでいいですか、皆さんの意見を聞きますと、全部反対ではないと。一部修正もあり得るといった中で、今後の変更も多少考慮していただきまして、やっぱりこのまま継続してこの事業を進めるべきだと私は思います。町の復興途中で時間を潰してはならないと思います。今後の事業にも

大きな影響を与えるのではないかと。あるいは町民に対して不審を抱かせるものではないかと思ひまして、私はこの事業に賛成します。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第166号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第167号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第167号業務委託変更契約の締結についてを議題いたします。職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第167号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成26年度南三陸町志津川地区中橋左岸下部工災害復旧整備業務に係る委託契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第167号業務委託変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2の38ページをお開き願います。

業務委託名といたしまして、平成26年度南三陸町志津川地区中橋左岸下部工災害復旧整備業務委託の変更でございます。

変更内容としましては、業務委託概要でございます。橋梁左岸下部工一式、掘削工1万

2,700立米。路帯盛り土工、ここでちょっと修正をお願いいたします。路帯盛り土工で1万3,700という数字が載ってございますが、1万2,300の誤りでございました。大変申しわけございません。くい基礎工6本。躯体構築工1基。地盤改良工88本でございます。

変更内容といたしましては、議案関係参考資料2の40ページをお開き願います。設計変更項目一覧表に主な内容を記載させていただいております。整地工の掘削工及び盛り土工におきまして現地施工状況精査の結果、約1万4,000立米から約1万2,000立米に、2,000立米ほど減工をしております。これにつきまして約1,900万円の減額という形になってございます。橋梁下部工の地盤改良工において現地の土砂を採取し、配合試験をしたところ、当初予定しておりました1立米当たりセメントを160キロ添加する予定だったところを、試験配合結果によりましてその半分の80キロで変更が可能になったことから減工し、約900万円の減額という形になりました。橋梁下部工の仮設工におきまして、地盤改良工及び場所打ちくいの施工期間の短縮が図られたことによりまして濁水処理工の運転日数が減少したということから減工し、約2,200万円の減額となりました。合計約5,000万円の減額でございます。

前の39ページには仮契約書、それと41ページには位置図を、42ページには中橋橋梁全体一般図を添付してございますので、ご参照をいただければと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第167号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第168号 町道路線の変更について

日程第10 議案第169号 町道路線の変更について

日程第11 議案第170号 町道路線の変更について

日程第12 議案第171号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第168号町道路線の変更についてから、日程第12、議案第171号町道路線の変更についてまで。

お諮りいたします。以上、本4案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本4案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして、本4案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第168号から議案第171号までの4議案、町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本4議案は、南三陸町志津川地区及び歌津地区の防災集団移転事業に係る造成工事及び橋梁災害復旧工事により、仮設迂回路の設置に伴う町道路線の変更について道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第168号から171号までの細部説明をさせていただきます。

町長提案理由で申し上げましたとおり今回の4路線につきましては復興、それから災害復旧事業の工事のため、起点及び終点をそれぞれ変更するものでございます。

議案書の50ページをお開き願いたいと思います。

小学校線でございます。終点の位置を城場94の2地先から75、1番地先に変更するものでございます。これによりまして総延長が339.5メートル、従前より187.5メートル増となるものでございます。議案参考資料2の43ページに図面がございますので、ごらんになっていただきたいと思います。これまでの終点につきましては小学校線と小学校線の入り口のところで終わっておりましたが、中央団地の志津川中央団地2号線まで延長をするものでございます。

延長部分が187.5メートルとなります。

次に議案書の51ページをお開き願いたいと思います。

保呂毛線でございます。起点が下保呂毛98番地から田尻畑1番地の3に変更になりまして、総延長が53.4メートル増加いたしまして3,101.2メートルとなるものでございます。現在保呂毛橋について災害復旧工事を実施をしております。工事に当たりましては現在位置にそのままかけかえる予定でございますので、現橋梁の上流側に現在仮設の橋梁を設置をしております。そこを工事の期間中、迂回路として使用する予定となっております。工事期間が1年を超えることから、今回起点の変更の手続をさせていただくこととなります。議案参考資料の44ページに平面図を載せてございますので、ごらんになっていただきたいと思います。青で表示したのが現況でございます、赤の表示が新しい町道の路線位置でございます。ごらんのように上流側に新しい起点をずらしております。

次に議案書の52ページでございます。

斎苑線でございます。これにつきましても起点の変更となっております。竹川原22番11番地先から24番6地先に変更となっております。これによりまして総延長が9メートル増加いたしまして、292.4メートルとなっております。

議案参考資料の45ページをお開き願いたいと思います。

平面図となっております。現在青で表示しました竹川原橋の災害復旧工事を実施をしております。その上流側に新しく仮設の迂回路を設置をして、既存の竹川原橋の解体、それから再設置を行う予定となっております。これにつきましても工期が1年を超えるということから、今回路線の変更を行うものでございます。

議案書の53ページをお開き願いたいと思います。

寄木線の路線の変更でございます。これにつきましても起点が変更となります。現在の起点が伊里前173番の6地先が町向122の1地先に変更になります。これによりまして総延長が76メートル増加し、2,020.3メートルとなるものでございます。

議案参考資料の46ページをお開き願いたいと思います。

現在の路線が青色で表示をさせていただいております。この青色の部分にかかっておりますのが寄木橋でございます。寄木橋につきましても、先ほど工事請負契約の解体の工事の可決をいただいたところでございますので、今後解体される予定でございます。その間使用する路線としまして、赤で表示した部分を寄木線の迂回路として使用するものでございます。これにつきましても工期が1年以上かかるということでございますので、今回変更の手続を

させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

168号小学校線について、ちょっとこれは関連があるかとは思いますが、今までの終着というか、そこから中央団地2号線まで延長ということで説明がありました。そこで現在小学校の付近を工事しているわけなんですけど、中央区にも小学生を持つ方たちが大分移ってきているみたいで、現在何かスクールバスというか、通学するのに目の前にありながら不便な思いをしているという声を何件か聞きました。乱暴な話といいますか、以前、新井田まで続いていた道路がちょっと残っているんですけども、その手前が資材置き場みたいになっていて、そういったところを使って通学できないかと、そういうことまで言われるぐらい不便な状況になっているようです。そのところ、現在中央団地から小学校に通っているお子さんたちの通学事情はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは中央団地にお住まいになった方で、小学生の通学事情ということでございますので、ご説明させていただきたいと思います。

現在あそこの地区もスクールバスによる学校への登校を行っております。理由といたしましては、中央団地の前には45号線があるわけですけども、45号線については、今新しくできましたセブンイレブンから小学校に向かう間の区間に歩道がありませんでした。つい最近迂回路もまたかわったようですけども、そうすると、そこを歩いて学校に通っていくというのは非常に危ないということでスクールバスを運行しております。ただ、中央区につきましては現在のところバスを回せるような、国道沿いでバスをとめられるような場所がございませんので、中央団地のお子さんについては、上山公園緑地に一旦歩いてきていただきまして、そこでスクールバスに乗っていただいて学校に行くという経路を通っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長より答弁があったんですけども、歩道の関係でスクールバスを使うということで、中央団地から上山公園まで行くということは、学校が目の前に見えていて、車のある人たちはいいんでしょうけれども、車のない家族の方たちも何件かいるみたいでして、そこまで送っていくという大変さが何かあるみたいなんです。何か聞くところによると直接登れるような階段とかもできる予定だとも聞いていたんですが、なるべく早目にそういつ

た上の山まで行かなくても済むような手だてというのは考えられるのかどうか、もう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 議員ご指摘のとおりのところはございまして、大変不便だということのご意見については我々も伺っているところでございます。ただ、どうしても議員のご提案にもございました、議員のご提案といいますか、議員のところにお寄せいただいた、もう、すぐそこに見えていながらぐるっと回る、あるいは従前廃止した町道を通ったらどうだということも伺ってはいるところなんですけれども、我々としては安全を優先させて考えたいということと、それから直接上がる場所については中央団地の工事とともに現在進めている最中だとは聞いておりますので、我々としても一日も早くということをご伝えてまいりたいとは思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 済みません、工事をしている立場からちょっとお話をさせていただきます。

中央団地から小学校に上がっていく階段をつくる予定でございます。教育総務課とも協議等はしてございますが、ちょうどこの階段ができるのが1月末の予定でございます。この参考資料の43ページにあります。ちょうど今回町道を延伸したところの終点側のところに階段の格好があると思いますけれども、その階段が1月末でできて、このほかに小学校という漢字の上のほうにも階段がございます。その階段から上がって小学校に入っていけるような形で1月31日までにはつくろうと考えてございますので、通学路の利用については学校、それと教育総務課等々、協議をさせていただきながら考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、いつごろできるんだということを再度質問しようとしたんですけれども、課長から1月末までできるということで、わかりました。

そこで、いろいろ学校に関することなんですけれども、通学初め、安心・安全が何よりも第一である、それは承知の上なんですけれども、学校と教育委員会での対応をするには、何か私再三こういった案件を住民の方から伺っているんですけれども、何か硬直化と申しますか、なかなか素人考えには簡単にできそうなこともできかねるという事案も結構見受けられます。その分保護者の方たちが不便な思いをしているということだと思っておりますので、今後、私もあれしたような形で学校と教育委員会、そして地域の方たちが何らかの形でかかわって、なる

べく安全の、何というんですか、保障ではないんですけれども、危険を分散するようなシステムも今後大切だと思われるんですけれども、その点に対する対応等みたいなのは今後考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 議員ご指摘の部分につきましては、私どもも含めて学校も今後とも意を用いてまいりたいと思います。こと中央に関しましては、実は先般、中央にお越しになってくる方を対象に学校で説明会をしたとは伺っております。時期が前後したのかどうか、やはりそういう率直な保護者の方の不安というものを我々もしっかり受けとめて、できるだけ解消していけるように学校ともども頑張ったいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。議案169号保呂毛線についてお伺いたします。

本議案につきましてはいわゆる暫定的な仮設迂回路ですから、特に議案に異議を申し立てるわけではございませんが、いわゆる保呂毛橋完成後のいわゆる保呂毛線の路線についてちょっと確認の意味でお伺いしたい。さきにもご質問申し上げますが、保呂毛橋からわたってすぐ、いわゆる通称旭ヶ館ですか、山の麓に民家が密集いたしてございまして非常に狭隘な道路となっております。今般の津波被害によりまして、あの辺の住居が当然流失してしましまして更地になっておるわけでございますが、あの土地は町が買い上げたのかどうか。それに伴って将来、保呂毛橋完成後には、いわゆるあの辺の狭隘な道路が拡幅になるのかどうか、その件。

それから、これも前に申し上げますが保呂毛線はずっと奥まで河川沿いにあるわけでございますけれども、ガードレール、随所に震災の爪跡というか、まざまざとその爪跡が残るようなガードレールが生々しい形で現在も残っております。これもくどいようですが前に申し上げますが、非常に痛々しい感じがして、いわゆる路線が変更になるわけではございませんので、まして河川側ということですから将来ともにガードレールも設置しても影響ないだろうと考えるわけでございますが、その辺の今後の見通しというか、復旧についてお考えをお伺いしたい。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 保呂毛橋に関しましては、県のバック堤の影響で今回かけかえるということございまして、これまでよりも路面といいますか、橋面高が上がります。それで

その影響を現道に据えつける部分、どうしても現況よりも高くなっていきますので、そういう中で今議員ご指摘の狭隘部分については幾分解消はされるんだろうと考えております。ちょっと今詳細な図面がないものですから、何メートルというお答えはちょっとなかなかできないんですけれども、いずれ今よりはその狭い部分が少なくなるだろうということは申し上げられると思います。

それから、ガードレールの復旧でございますけれども、実は河川側の災害復旧はないんですが、実は町道側の災害復旧が若干残っております。路肩がかなり傷んでいるということで、その部分が災害復旧の対象となってございます。まずもってそれらをして、路肩をしっかり固めてから次のガードレールの見直しということになるかと思っております。あとは一緒にやれる分と多分やれない部分でございますので、そこは計画的に路肩の補強が終わったところから少しずつ復旧していくような形で今考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 了解するわけでございますが、路肩が弱っている部分もある、災害復旧でやる。いつごろ着手されるんですか、それは。

それから、河川側、いわゆる従来の石積みの護岸になっている箇所が随所にあるわけですが、保呂毛線は。そして、河川におりてみますと相当石積みが崩れるというか、脆弱になっている部分が相当ございます。これも前に申し上げておりますが、そういうものもよく確認して、路肩をやる場合には、その辺もひとつよく見ていただいて災害復旧をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 路肩の復旧につきましては現在入札の途中でということで、年度内には契約できるのかなと考えております。

それから、空石積みの弱っている部分なんですけれども、残念ながらそこまで災害では実はとれていなくて、基本的には単独費での対応になるかと思っております。ここにしましてはその劣化状況を見ながら、ある程度優先順位をつけながら対応していかざるを得ないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 状況を見ながらということでございますが、幸いに保呂毛側というか、川が大氾濫を起こしたことはこれまでございませんが、今後そういう洪水も予想されることから、いわゆる私が見た限りでは、その弱っている箇所は大水が出た場合にもうすっかり

道路が決壊するような状況にもなりかねないので、よくその辺も目を向けてやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第168号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第168号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第169号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第169号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第170号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第170号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第171号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第171号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第14 議案第179号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第178号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第14、議案第179号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第178号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第179号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本2議案は、一般職の職員の給与制度に準拠し、議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給割合を改定したいため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第178号及び179号の細部説明をさせていただきます。まず議案書の2ページをごらんいただきたいと思えます。

ごらんのとおり本条例につきましては2条立てとなっております。第1条で期末手当の支給率を引き上げて、さらに第2条で支給率を上下させる改正を行っております。改正内容につきましては、議案第179号も全く同率でございます。

では次に、具体の改正内容については議案関係参考資料を用いてご説明いたします。

議案関係参考資料の3ページをごらんください。

これは議会議員の期末手当に係る条例の改正概要でございます。まず改正理由といたしまして、国において一般職の公務員のうち指定職職員、いわゆる審議官級以上になりますけれども、この職員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の期末手当の支給割合が年間3.15月から3.25月へ一般職と同様に0.1月分引き上げられたことに伴いまして、さきにご決定いただきました本町におきましても一般職の給与改定に準じて今回議会議員の期末手当の支給割合も改正するものでございます。(1)第1条関係の表をごらんいただきますと、既に6月期末手当については支給済みですので、本年度については12月の期末手当を下線部に記載のとおり1.65月分から1.75月分へ0.1月分引き上げる改正でございます。平成29年度以降につきましては年間の支給割合はそのままにいたしまして、(2)第2条関係の表の下線部に記載のとおり6月期末手当と12月期末手当にアップ分の0.1月分を折半して、6月分は1.5月から1.55月へ、12月期末手当は1.75月から1.7月分へさらに改正するものでございます。議案関係参考資料の6ページに記載してある常勤特別職の改正内容は町議会議員と同様でございます。

なお、近隣の市町の改正予定について確認いたしましたところ、県北地方町長会の構成団体並びに隣接3市においても全て同様の期末手当改定予定と伺っております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。1番後藤伸太郎君。

○1番(後藤伸太郎君) 1点お伺いしますが、報酬審の議論、審議というのは受けているのでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 総務課長。

○総務課長(三浦清隆君) 報酬審の条例上、所掌事務となっているのは議会議員の報酬、それと特別職の給料となっておりますので、手当の引き上げ等に係る内容については報酬審の審議対象とはなってございませんので、今回報酬審には諮ってございません。

○議長(星 喜美男君) よろしいですか。6番今野雄紀君。

○6番(今野雄紀君) 1点だけ伺いたいと思います。

一般職及び私たち議員の改正ということですが、ちょっとこれは関連になると思うんですが、今回常勤の者の改正だったんですが、私が伺いたいのは、庁舎内でも三、四割強の方々が人事院勧告等で臨時で働いていると思うんですが、そういった方たちの

時給の見直しというのは人事院勧告のあれでは触れないのか、どうなのか。もし触れないのでしたら、どの段階で例えば見直し等が行われるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 人事院勧告はあくまで一般職の職員で、臨時職員は基本的には対象としてございません。臨時職員につきましては町でも規定等がございます、当然1カ月に受け取るべき賃金の最高額というものを限度額を設けてございます。ただ、先ごろ議会でも最低賃金の見直し等の議論もあったと思うんですけれども、毎年4月1日を基準として臨時職員の賃金単価については見直しを行ってございます。したがって来年度の4月1日の段階で見直しをかける予定にはしてございますが、その上げ幅につきましては今後検討させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） かつていろいろ、賃金水準なんですけれども、県内での最低賃金もしくは最高額という、これは以前もあったんですけれども、例えば震災で新しく採用された方の基本給を上回らないとか、いろいろ何か規定があるみたいです。そこで簡単に考えたいのは、先ほど4月1日の見直しということでありましたけれども、今回私たちがこのような形で上がるもので、来年度の4月1日には例えば1円でも10円でも100円でも臨時の方たちの時給が上がるような見通しかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今確定的なお話はできませんけれども、当然県の最低賃金が748円に上がってございます。ただ、東京とはかなり乖離がございますので、根本的な部分は別にして近隣市町でも当然毎年見直しをかけてございますので、その情報をもとに、基本的には物価の動向も当然ございますでしょうから引き上げる方向では検討したいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 見直して検討するという答弁がありました。そこで同一賃金、同一労働ではないんでしょうけれども、補助的業務ということですので、それで新年度からの改正というのものもあるんでしょうけれども、できればタイアップして一般職とか議員が上がったときと同時みたいな感じでの見直しというのは今後検討していく必要が十分あると思うんですが、そのところについてだけ伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 検討できないわけではございませんが、基本的にやっぱり予算がかかわる内容でございますし、年度間の調整も当然あるわけなので、差額等の意識は当然考えられないわけですから、そこら辺で現採用者に余り不利益のこうむらない形にすべきであると思いますので、臨時職員の雇用期限が1年間でございますから、やはり年度を通して見直すのが一番妥当な線だと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第178号の討論に入ります。

まず本案に対し、反対討論の発言を許します。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 一日に何回も討論をするのも疲れますけれども、反対の立場から討論させていただきます。

議員の報酬を上げるならばみずから上げる形が適当で、議員提案でなされるべきではないかという立場から反対討論をさせていただきます。

我々は給与ではなく報酬をいただいております。報酬とは、一般的には成果を出してその対価として与えられるものというものだと思います。その成果は上がっているでしょうか。確かに我々の仕事、成果というものは見えづらいと思います。であるならば、そのための努力であるとかそのための途中経過がしっかりと示されるべきだと思います。私はまだその途中経過は見られていないと思います。なぜならば議会基本条例も議会の定数に対する議論も結論がまだ出ていません。さらには報酬に対しての議論は行われておりません。まず議員の仕事に対する義務を明確化して示すのが先ではないかと。君はなかなか頑張ってくれそうだから報酬を上げよう。その分頑張ってくれという民間企業というのではないと思います。さらに言えば、ことし我々の報酬は上がっています。それから、今まで議論がないということはしっかり反省し、そこに至る努力をまず先に示すべきではないかと考えるものであります。さらには公務員の給与と議会議員の報酬が連動しなければならないということはありません。ほかの自治体の動向も関係ありません。定数ももともとの報酬額も財政状況も違います。こうして報酬を上げていくということが続けば、我々の報酬に対して改正する、改定するという動きはこういう機会以外になくなっていくという恐れがあると思います。もう一つつけ加えるとすれば報酬審の答申を得ていません。つまりは第三者の目が入っていません。議会は行政を監視する立場にあります。その議会が明確な理由がないまま行政の後追いで報酬を改定することは、主体性がないと見られてしまいかねません。議会基本条例、定数の議論がも

っと進んでから報酬についても議論をつくし、自分のことは自分で決める議会であるべきだと考えますので、私はこの議案には反対いたします。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。まず本案に対し反対討論の発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

以前から言っていますように、いわゆる人事院勧告に従う必要がないということと、前者も言いましたが、いろいろありましたけれども、やはり審議会あるいは我々自身がきちんと議論をして適正な報酬なり期末手当というのを決めていくことが大事だと思いますので、この案には反対をしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第178号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第179号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第179号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第172号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第172号平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第172号平成28年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、町道林道等の災害復旧工事など緊急性のある事業に係る所要額を計上したほか、給与改定に伴う人件費の調整、また第1次整理予算として現時点で整理、調整が可能な予算について所要の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。
- 総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

改めて2ページの議案書部分をごらんいただきます。

今回議決予算で、歳入歳出それぞれ3億6,700万円ほど追加補正いたします。総額で616億8,000万円になるわけなんですけれども、前年同時期と比較いたしますとプラス6.7%、額にして38億6,000万円ほど多い予算となります。また予算の総額を通常分と震災復興分に分けますと、通常分が85億7,800万円、震災復興分が531億500万円となります。また予算総額に占めるいわゆるハード事業の割合でございます。75.9%、468億900万円がハード事業の予算でございます。

6ページの第2表をごらんください。

債務負担行為補正でございます。今回4つの事業を債務負担行為補正してございます。まず住民情報システム等更新業務。これは窓口等で使っております基幹系システムの機械の端末のリースを改めてしなければいけないということで新規の契約行為になります。本年度は契約のみでございますので、実際の支払いは平成29年度になります。

次、志津川保育所整備事業。新しい志津川保育所の整備に係る債務負担でございます。これにつきましても本年度は契約のみの予定でございます。

次に、庁舎備品購入業務。新しい庁舎と歌津総合支所、歌津公民館、歌津保健センターに係る備品購入業務でございます。いわゆる本庁分につきましては1億5,000万円、支所分については5,000万円を考えてございます。

最後の公共土木施設災害復旧事業は、これは道路の寄木線と橋梁の寄木橋の災害復旧工事に係る債務負担行為でございます。全体事業費を9億円と想定してございます。

次に、次のページをごらんください。7ページでございます。

債務負担の変更でございます。限度額の引き上げと期間の変更をいたしてございます。八幡川の河川整備、これはURへ委託している事業でございますが、志中大橋と中橋分に係るもので、本年度は支出がないということで次年度以降の限度額をふやしてございます。

次に新井田川の河川整備。これは新井田川にかかる4つの橋に係るURへの委託業務でございます。同様に本年度の執行は契約のみでございますので、次年度以降の期間でございます。金額も増加いたしてございます。

8ページの第3表、地方債補正。まず学校教育施設整備事業につきましては、今回伊里前小学校プールの建設に係る財源として地方債補正してございます。本年度は設計のみでございます。来年度工事の予定でございます。

漁港建設事業につきましては、これは石浜漁港に係る整備事業でございます。今回追加で補正してございます。

以上、議決予算でございます。

執行予算に入ります。12ページの歳入をごらんください。

9款地方交付税、今回普通交付税を1億3,000万円ほど追加してございます。本年度の普通交付税の額が確定いたしました。確定額が34億3,007万2,000円。前年度と比較いたしますとマイナス2.3%、額にして7,900万円ほどの減額で済んでございます。国調人口が約30%減しておりましたが、特例措置によりまして8,000万円の減で普通交付税の額が確定いたしました。

下欄の国庫支出金、民生費国庫負担金、ここに児童福祉負担金として子どものための教育保育給付費負担金がございます。今回追加補正でございます。入谷ひがし幼稚園とマリンパル保育園に係る部分でございます。同様に県支出金の13ページの中段、民生費県負担金にも同様の名称の負担金がございますが、国庫の分につきましては補助率が2分の1、県費については補助率4分の1で不足分を追加補正いたしました内容でございます。

上に戻って13ページの上欄、国庫支出金の国庫補助金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金として8,000万円追加いたしてございます。横断1号線等が一番大きな事業となりますが、歳出でご説明いたします。補助率が65%でございます。それと、その下の社会教育施設災害復旧費補助金、今回1億2,000万円ほど減額でございます。これは歌津公民館に係る分ですが、補助金については完成後に交付されるということで今回全額補正を減といたしてご

ございます。来年度交付される見込みでございますので、改めて予算補正いたします。

13ページの下欄の県補助金の総務費県補助金。総務費管理費補助金でマイナス2,500万円。被災地域交流拠点施設整備事業補助金でございます。これは荒砥地区の集会所建設に係る県補助でございますが、今年度工事に着手することが難しくなりましたので全額補正減とさせていただきます。現在用地の整備工事には着手いたしてございます。

一番下欄の農林水産業費県補助金については地域漁港水産物供給基盤整備事業補助金。これは石浜漁港の整備に係る補助金です。65%の補助率でございます。

14ページをごらんください。

17款繰入金。各基金から特定財源として基金繰入してございます。繰入後の現在高見込みについて申し上げます。ふるさとまちづくり基金8,700万円。復興交付金基金165億4,000万円。地域復興基金9,900万円。役場庁舎建設基金5億5,000万円。これは残高見込みでございます。

19款諸収入、雑入で総務費雑入の中に気仙沼本吉地区土地開発公社出資金等返還金とあります。昭和49年に設立された土地開発公社でございますが、このたび解散をいたしまして、解散に伴いまして出資割合に応じて返還されてございます。旧志津川分と旧歌津分ということで、あわせて13.125%、この額が498万4,000円でございます。今回返還を受けました。

その下の仮志津川駅用地整備費負担金とあります。さんさん商店街付近に新しいJRの駅舎を、仮設になりますが整備をいたします。JR駅舎はJRで整備いたしますが、その用地の舗装等はJRと町で折半して行う予定でございますので、JR側から負担金として420万円入る見込みでございます。

以上、歳入です。

16ページをごらんください。

歳出でございます。町長提案理由で申し上げましたとおり第1次の整理予算の性格でございます。それと、人件費については各款、各項にわたりまして人事異動による調整と、あと給与改定に伴う補正を実施いたしておりますが、給与改定の影響額は920万円ほどありますが、年度途中の退職者等もありましてその他で700万円ほど減額してございますので、人件費の補正は200万円ほどでございます。

2款総務費の5項財産管理費、28繰出金で土地開発基金に繰り出しを490万円ほど行ってございます。歳入でご説明した土地開発公社の出資金の返戻金を土地開発基金に積み立てをいたします。

17ページの一番上、使用料及び賃借料、仮志津川駅仮設トイレレンタル料とあります。志津

川駅のトイレにつきましては仮設で、町で負担いたします。設置箇所が、現在できているセブンイレブンの裏側にあたりになります。それと、セブンイレブンの裏に用地舗装として仮志津川駅用地整備工事として956万円今回計上いたしてございます。そのうち100万円が浄化槽設置に係る経費になります。

14目地方創生推進費の14節使用料及び賃借料42万円、応急仮設住宅賃借料とあります。定住準備住宅として転用する施設、4団地で10戸予定してございます。入居開始は平成29年1月からということで、団地が沼田の1期、戸倉中学校グラウンド、入谷中学校跡地、平成の森、この4団地の応急仮設住宅10戸でございます。

21ページをごらんください。一番下欄です。

農林水産業費の林業振興費、負担金補助及び交付金、350万円。南三陸材利用促進事業補助金に350万円追加でございます。4月から10月までの実績は53件ございましたが、今後15件ほど見込まれるということで、15件の1件当たり50万円で積算、計上いたしてございます。

22ページをごらんください。

水産業費の漁港管理費、13節委託料200万円、漁港管理委託料としてございます。これは台風10号による流木の処理、流れ着いた木材、流木の処理費に係る経費でございます。その下の工事請負費の7,000万円は地域漁港水産物供給基盤整備工事、石浜漁港の平棚地区の物揚げ場と道路工事に係る工事費でございます。

23ページの3目道路新設改良費の15節工事請負費2億3,000万円。町道新設改良工事費でございますが、平磯線に9,000万円、蒲の沢2号線に1億4,000万円それぞれ計上してございます。社総交の事業で補助採択を受けてございます。

25ページをごらんください。

3目学校建設費、13節委託料500万円、伊里前小学校プール建設工事設計業務委託料。歳入でご説明いたしましたが、今年度は設計業務で、平成29年度に工事に入ります。いわゆる現施設の解体と新築を来年度行う予定でございます。現在のプールは昭和49年につくられたプールでございます。

27ページをごらんください。

林業施設災害復旧費で15節工事請負費1,400万円、町単林道災害復旧工事とあります。路線数は全部で10路線になります。8月17日から台風が立て続けて4本ほどございました。7号、9号、10号、18号とありましたので、それに係る災害復旧工事でございます。

その下の13節委託料の1,200万円、漁港施設災害復旧実施設計業務委託料でございますが、

寄木漁港に係る設計でございます。寄木漁港については東日本大震災による復旧となります。

10款災害復旧費の2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費の13節委託料600万円、橋梁災害復旧詳細検討委託料とあります。港橋でコンペによりまして2つの橋が選ばれてございますので、その詳細検討のための経費でございます。

その下の工事請負費1,800万円、町単道路災害復旧工事。これも林道と同じく台風災害による路面補修でございます。全部で5路線を計画してございます。

28ページをごらんください。

12款2目地域復興費、13節委託料に800万円で東日本大震災追悼行事開催委託料とあります。来年3月11日に挙行いたします追悼行事の委託料でございます。本年度より規模を縮小して行う予定でございます。沿岸部につきましては利府町と松島町以外は実施の予定と伺ってございます。

3目復興推進費、19節負担金補助及び交付金で、被災地域交流拠点施設整備事業補助金でマイナス2,500万円。歳入と同額で荒砥地区の集会所建設に係る計費を今回全額予算補正で落とします。

28ページの一番下欄、都市再生区画整理事業費の19節3,000万円、市街地土地活用事業補助金とあります。いわゆる八幡川と右岸と左岸の土地交換に係る建物と工作物の移転、これは1社分でございます。町単費用になりますが、その補助金として執行予定でございます。

29ページの12款6項7目の復興地域づくり加速化事業費の15節工事請負費700万円、残土用地整備等工事であります。これは歌津田の浦の牧田地区で震災の残土を置いている場所がございますが、地権者から用地の返還を求められておりますので、撤去工事を行う内容でございます。

13款予備費については財源調整でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 19ページ、1点だけ伺いたいと思います。

子ども医療対策費なんですけれども、これは乳幼児医療電算とありますので、それに関連で伺いたいと思います。

新生児のインフルエンザワクチンについて伺いたいと思います。何か新生児というのはワクチンとかは要らないと思っていたんですけども、インフルエンザのワクチンが6カ月を過ぎると何か必要だということなんですけど、現在新生児のインフルエンザワクチンは、お年寄りのインフルエンザのワクチンとは違って助成とか補助がないとお聞きしましたので、そのところをどのような状態になっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 新生児に対するインフルエンザの予防接種の助成ということですが、町といたしましては子育て支援の一環として新生児とかお子様に対して生後6カ月から行うロタワクチンでありますとか、おたふく風邪のワクチンを助成してございます。理由につきましては、こちらのワクチンについては、ロタワクチンですと2万9,000円ほどの支出が必要になります。おたふくも1回当たり9,000円といった料金になりますので、こういった高額のものに対しては助成をしたほうがいいたろうということで現在行っております。

なお、インフルエンザのワクチンの予防接種につきましては1回当たり3,000円から3,500円と私は聞いておりますので、高額な部分に対して町として助成をしていくという方針でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長より高額な部分の助成ということなんですけれども、実はおたふく9,000円、インフルエンザのワクチンは何か2回打たなければという話を聞いたので、あわせると7,000円相当になるので、課長の判断なのか、高額にはならないのかどうか、そのところあれなんですけれども、子育て支援ということをいろいろまちづくりとして進めているみたいなんですけど、新生児のこのインフルエンザのワクチンも高齢の方のワクチンと同様、助成できないのかどうかという声が結構聞こえていますので、そのところを検討できるかどうか。それで、もし助成するとしたら、大体財源は幾らぐらい必要なのか。その対象人数にもよるのでしょうかけれども、そのところもしおわかりでしたら伺いたいと思います。その助成額も1,000円、半額、いろいろあると思うんですが、例えば他の市町村で行っているようでしたらそれと合わせるというわけじゃないんですけども、参考にできると思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） いわゆるインフルエンザの65歳以上の部分に関しましては、予防接種の中で定期接種といわれるものです。65歳以上の方についてはそれに罹患すると重症

化するといったことが心配される、懸念されるということで、費用についても一定の国、県、市町村に費用負担がありまして、市町村におきましては交付税措置がなされているといったことがありまして、どちらの市町村でもほぼ自己負担2,000円で、超える部分を助成しているといった内容になっていると思われまます。

なお、65歳未満の年齢におきましては、いわゆる任意接種ということでありますので、そこにつきましては各市町村の判断で助成をなさっている市町村もございますし、全くしていないところもございます。当町においても別なところでの子育て支援ということで助成はしておりますが、インフルエンザにつきましてはまだ検討中の段階でありますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 課長の答弁では検討ということで、わかりました。

そこで、伺いたいのは町長どのような、こういった支援に対する新生児のワクチンの助成を考えているかどうか伺いたいと思います。最後。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町としてもいろんな支援等も検討してまいりましたし、今保健福祉課長も答弁させていただきましたけれども、さまざまな角度からそういった支援等については検討したいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。私は2点ほどお伺いいたします。

まず1点目です。21ページ、林業振興費です。19節負担金補助及び交付金350万円の追加補正ですけれども、南三陸材利用促進事業補助金。大変これはいいことです。53件のほかに15件、年度末までに予想されるという数字が上がりました。そこで、これは4割まで使わなければならないといういろんな細かい制約があるんですけれども、そういう書類がクリアして、そして最後に住宅の異動日が問題になるわけですけれども、年度内までに異動日が終わらないために、新年度に移ったがゆえにこれがもらえなかったという実例もございます。これは町独自のものなので町長の裁量というのが最後に出てくるかと思われるんですけれども、そうした場合、できないことの理由ではなくてできるために、その人を救うためにどうしたらできるかということを考えてもらいたいんです。その人は結局最後には受けられなかったんですけれども、今後のためにそういうことの住所異動日が最後までつくものか、そこは異動日に合わせて、じゃあ新年度に申請し直すとか、そういう臨機応変なことが、その人が補助

をもらうためにできないのかどうか、そこが1点です。

それから、次、もう1点が28ページです。地域復興費の中で委託料、東日本大震災追悼行事開催委託料。先ほどの課長の答弁ですと少なくしてということなんですけれども、これは当初で取らなかったのか。800万円増になっていますけれども、私の聞き違いだったら訂正いたします。少ない予算ということなんですけれども、増額の800万円が上がっていました。この理由をお聞かせください。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 南三陸材の補助の関係でございます。まず今回の補正の内容につきましては15件じゃなくて50万円掛ける7件ということで補正をさせていただいたところでございます。現在は当初予算では60戸ほどの予定をしております、現在60戸にまず近い形になっているところでございます。今後年度末までの期間と建設の時期等を考えますと、この辺がちょっとリミットかなというところでございます。先ほど、議員ご指摘の年度末近くとかそういった場合融通がきかないのかということでございますけれども、こちらではまず完成日、補助の対象がまずもってその年度内という、居住した年がその補助の対象になるということでございます。住所を移してから1カ月以内に実績報告を出すということでございますので、こちらといたしましては、年度末に係る建築部分につきましてはどちらかで対象になるように調整をさせてやってきたところでございます。しかしながら、先ほど議員ご指摘のとおり、2件ほど補助対象外になってしまった方がいらっしゃいます。どういう案件かといいますと、まずもってその年度を完全にまたいでしまったということでございます。1件の方につきましては、大工さんにはお願いはしていたんですけれども、ずっとそのままになっていて、最終的にはおよそ1年程度経過してから補助申請をしたといいますか、お話をいただいたということでございます。そのようにどうしても年度をまたいでかなり年数といいますか、月日経っている方につきましては、こちらといたしましてはその年度末とかそちらのところでは対象になるようにしているところでございますけれども、完全に1年近くまで経過していた事例であったものですから、そこにつきましてはちょっと残念ながら対象外とさせていただいたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 追悼式の委託料についてであります、平成27年度は当初予算で計上済みでございました。実績としては866万円ほどの実績となつてございまして、今年度

は補正対応ということで、先ほど総務課長も申し上げましたとおり前年の866万円よりはやや少な目の800万円の予算計上をさせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1年以上もという先ほどの参事の説明ですけれども、せっかく今大工さんと、個人が全部やるわけではないから申請から何から大工さんに任せているわけですよ。その期間内にどうしても大工さんをお願いしてやっても、そのようにおくれていくんです。本来であれば個人がすべきことなんですけれども、個人はわからないわけですよ。どの材料をどのように使うというのは大工さんしかわからない。そういったためにおくれてしまっているという人は、例えば半年、1年という猶予があっても見るべきではないかなと。そのほか皆クリアしていて、わからなくて大工さんとの連絡調整がうまくできなくて、その部分だけで、住居の異動日が違うというだけでもらえなかったという事例、先ほどの事例も何らかの形としてつくってやる必要があるのではないかな。同じ要件で、そこだけが違って全部はクリアしているという事例なので、そういう人たちにも補助を出すべきではないかなと思われま。

それから、2点目の慰霊祭のことです。これは毎年慰霊祭をやるということがわかっていると思うんですけれども、どうして当初で取らなかったか。その辺の理由をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 南三陸材の補助の関係でございますけれども、先ほどもお話ししましたとおりこちらで把握している方につきましてはなるだけといいますか、特に年度末にかかるような場合、そちらにつきましてはとにかく対象になるようにということでお話をさせていただいておりますし、そのように現にしているところでございます。先ほどもお話ししましたように大工さんが忘れていたのか、しばらく経ってからお話しされて、やむを得ずということで対象外とさせていただいたところでございます。極端に言いますと、じゃあ数年経ってからもそれは補助対象にしていもいいものかということにも（「いや、数年とは」の声あり）なりますので、その辺は一つの何といいますか、制度の中ですので、やむを得ない点かなと感じているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 追悼式に関しましては、やること、開催することについてはそういった予定でございましたが、当初の予算を計上する段階において年々参列者が減少している状況等を考え合わせまして、ベイサイドアリーナの文化交流ホールでの開催も考えられ

るのではないかとといったような考えがございました。昨年度、5年の節目ということで、この結果を見てから予算計上しても遅くはないだろうということで当初予算には計上いたしておらず、昨年の実績等を踏まえまして今回予算計上したものでございまして、当初予算にどういったことをやるのかということも概算でただざっくりといった計上はできないといった判断から、今回は補正対応とさせていただいたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そのように何年も、3年も5年も過ぎたものではないでしょうけれども、半年、1年の場合であれば、そして、これは始まったばかりの事業ですので、そういうことを勘案してもらってもいいのではないかという思いがしました。今後そういうことも踏まえて町民のためになるような政策をとっていただきたいと思います。

それから、先ほど総務課長の説明で2カ所が、松島とどこだったでしょう、私も今聞きはぐったんですが、松島とどこかが開催しないということもお伺いしましたけれども、今後、ではこういう慰霊祭を文化ホールに直してでもやるつもりがあるのかどうなのか、その辺、最後にお聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 毎年度開催の方針については政策協議をして決定をしまいたいと思いますが、担当課としての思いとしては10年の節目ぐらいまでは開催すべきではないだろうかといった考えでございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 南三陸材の補助関係でございますけれども、今後そういったことのないようにさらに周知に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） いいですか、町長は。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 来年は間違いなく予算計上しましたので開催ということになりますが、来年選挙もございまして、将来的にどうなるかということについてはなかなかわからないと思いますが、基本的には今保健福祉課長が言ったように10年という一つの節目ということについては、そこまではしっかりやらなくてはいけないとは思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 2点ほどちょっと簡単にお願ひしたいと思います。

13ページです。国庫補助金の5目から社会資本整備総合交付金、横断1号線と説明がありま

したが、この辺の現在の経過といいますか、どの程度のお話し合い、作業をされているのか、ちょっとお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、下です。県支出金の総務費ですか。被災地域交流拠点施設整備事業補助金ということで、何か荒砥の集会所が途中と、何ですか、用地関係ですか、でストップしているような話のこの辺の経過といいますか、ちょっと内容的なことをお知らせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 横断1号線につきましては、概略設計、それから地元説明会を何度かさせていただきまして、次には用地測量といいますか、まずもって各筆の境界を出させていただいて、それから今、幅ぐいを出すという準備をしている状況でございます、年明けにはその作業に入りたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 当該地は漁業集落事業で用地造成をし、集会所を建てるという予定で当初予算に歳入歳出を計上をいたしました。事業の関係上、どうしても今年度内に集会所の建築が難しいということから、今回補正でおろさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 先ほど話がありました荒砥の集会所の件でございますが、荒砥の集会所の用地の造成につきましては、漁業集落防災機能強化事業という事業で造成をするということでずっと計画を立てておりました。物が物ですので我々でその場所を決めてというわけにはなかなかまいりませんので、地元とお話をしながらやってまいりました。一応やっとな地権者の方にも納得いただいて場所が決まりまして、このほど用地買収、あるいは工事ということになりました。ただ、今年度中に建築工事を発注するかということになりますと、ちょっとその辺がまたできない時間ができたりすると具合が悪いものですから、今年度については用地造成をきちっとやって4月から建築をするということに話をしまして、建築工事については、申しわけないですが予算としてはおろさせていただくというふうに調整になりました。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 横断1号線は年明けに用地測量に入る。そういったことで進んでいくということで大変希望を持っておりますが、この横断1号線に関しては、私たちだけではなく

住民懇談会等でも何度も出ました大変重要な案件で問題で、本当に手抜きなくやってもらいたいと思います。長年度かかるということに対してどれぐらいの見通しなのか、完了までの見通しというのをもし考えておられましたら、その辺、もう一度お願いしたいと思います。

それから、荒砥の集会所に関しては、何でこんなに今までおくれたのか。それから、用地関係というのは来年7月からやるということであれば了解したんでしょうけれども、その辺、今までどういう原因でこんなに問題があったのか。それから、駐車場なんかの話も出ているようですが、その辺は大丈夫なのかどうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 横断1号線につきましては全体が約3キロございます。現在採択になっているのが1.5キロということで約半分でございます。交付金事業、標準的には5年間ということでございますので、測量に着手して5年間ですから、1.5キロで大体5年間、残りの1.5キロをいつの時点で採択いただくかということと、もう一点がこの交付金、国全体の事業費が今年々縮小されているということで、大体要求額の半分から4割程度しか今予算がつかないという状況が続いております。なかなか将来的なことを、難しいんですが、今のこれまでの原理原則から言えば、次の1.5キロも採択されれば大体5年ぐらいで完成できるんじゃないかなと感じてはおります。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 荒砥の集会所の件でございますけれども、一応地元とお話をしまして場所を決めまして、その場所に合った設計をして、係る地権者の方にお話をするという形をとっておりました。それでことしもやってまいりまして、1回目はどうしてもちょっと具合が悪いのでという方がおいでになりましたので、その土地については若干外すという形で回りの方とお話をして、再度設計をいたしましてお話をした。それで、皆さんこれなら賛成ですということでありましたので、そこからきちっとした設計なり丈量なりをつくっておるということでございます。それで今後は順調にいくんだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 横断1号線については途中経過でありますので、これ以上聞いても時間もありませんからやめますが、手抜きなく次年度も進めてもらいたいと思います。

それから、荒砥のことなんですが、荒砥の集会所については住民の了解を得たということで大変よかったと思います。駐車場の関係もちょっと聞いたんですが、次にお聞きしたいと思いますが、これはあとは問題ないということで地域ではオーケーだったんですか。その辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 忘れていまして申しわけございません。

駐車場ですが、漁集事業で用地買収するという部分については駐車場がそんなにたくさんとれません。近くにもとの小学校ですか、がありますので、そこを使われるという話は少し聞いておりますけれども、そこでどうのということまでは聞いておりません。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 27ページなんですけど、災害復旧費、委託料の600万円、この詳細検討委託料という名称なんですけど、どういう内容のもので、どういった方をお願いするのか。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 橋梁災害復旧詳細検討委託料ということで600万円ほど計上されています。今現在港橋の災害復旧で、コンペで2橋選ばれてまして、2橋のうち1橋に絞るべく概略検討してございました。その概略検討の中身で、審査委員は町長含んで5名いたわけですけれども、その方たちに概略設計の中身をお示ししたところ、もうちょっと詳細に検討して、検討することによって金額等がもうちょっと絞られてくるんじゃないかという意見が出たものですから、もうちょっと詳細な形での検討をするべく予算を計上をさせていただきます。

まだ、どういう方ということでございますけれども、土木プラス建築の考え方もわかるような方をお願いしたいと思っております。何かちょっと建築関係の方と、私土木の出身なものですからいろいろ話を聞くと、土木の設計手法と建築の設計手法は、若干考え方が、考え方というか、詳細設計に至るまでの検討方法が若干違うようですので、その辺をすり合わせをしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） コンペで、2社で1社に絞り込んだと。その1社に絞り込んで、それをまたさらに何とかならないかみたいな、その何か予算的に縮めることができないかという意見になった。審査員が5人、町長、普通町長はコンペの審査委員に入りますか、町長が。ちょっとその辺もどうなのかと思っております。いずれにしろ600万円というのは審査員の審査員料ではないの。具体的にどこにどう使うの。委託料ですから建築費とか土木費とかではないのでね。設計ともまた違うんでしょ。設計料という見方をすればいいの。何だか文言が、これは何というんですか、こういう災害復旧に関してこういう文言でなければならない

ということになっているのかどうかよくわかりませんが、詳細検討委託料というので聞きなれない、設計委託料なら設計委託料でもいいのかなという感じがするんですが、その辺のところですよ。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 申しわけございません。説明が舌足らずでございました。

内容的には、設計をしていただくということでございます。（「設計委託料とは違うんだ」の声あり）設計委託料でございます。（「設計委託料なの。何なの。これは直さなくてもいいの」の声あり）名前につきましては、橋梁災害復旧詳細検討業務となっておりますが、2橋から1橋に絞り込むための追加検討の設計内容でございまして、2橋から1橋に絞られたら、さらに建設に至るまでの詳細設計が今後必要と考えてございますので、まずは2橋から1橋に絞るための追加検討費用で、名称が詳細検討委託料となっておりますが、設計費でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「後から聞いてみるから」声あり）ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第172号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第173号 平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第173号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第173号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において短時間労働者に対する被用者保険適用拡大に伴う交付金等の減額と、歳出においても同様に短時間労働者に対する被用者保険適用拡大に伴う納付金等の減額をそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第173号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算について細部説明させていただきます。

補正予算書33ページからでございます。

繰り返しになりますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,210万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ27億297万7,000円とするものでございます。予算総額に対する補正の率でございますが、1.6%の増ということでございます。昨年同期は補正後の額として26億8,900万円ほどでしたので、比較しますと1,300万円ほど増額という状況になっているということでございます。

内容でございますが、町長提案理由にありました国の制度改正により社会保険の適用拡大措置が講じられたということによる国保加入者全体の被用者数が減少することによる支援金や納付金等の額が国において再計算された。それに応じて減額、増額の補正をさせていただいた。もう2点ほど要因がございまして、当初想定しておりました給付の額が大分伸びているということでございまして、それらの補正もあわせて行っているということでございます。

まずもって額の大きい部分から、41ページ、歳出になりますが、お聞きいただきたいと思えます。

41ページの下段に保険給付費の高額療養費の欄をごらんいただきたいと思えます。当初の予算額に4,200万円を追加しまして1億8,600万円とするものでございます。これは当初の想定を上回る給付の伸びがございまして、いわゆる医療費が大分増加しているということでございまして、この要因として1件当たり月額300万円を超えるような請求が複数発生しているということで、今後の支払いに不足を来すということで補正をさせていただいているものでございます。その内容は、高額な心臓手術やC型肝炎関連の治療薬等がその要因となって

いるようでございます。

次に、39ページに戻りますが、歳入の4款療養給付費等交付金でございます。これは退職被保険者に係る平成26年度分の交付金額が確定して、歳入が1,700万円ほど減額となったということで、その部分の補正でございます。これら申し上げました2点についての不足する部分でございますが、歳入の不足部分と歳出の給付の不足部分を補うために国、県の補助金負担金をその負担割合において計上しておりますし、その他保険者分としてこれを補うため40ページ、最下段で財政調整基金から4,000万円ほど繰り入れることとしたものでございます。提案理由にありました社会保険の適用拡大措置が講じられたことによる補正の額につきましては、39ページの国庫負担金、国庫補助金、それから県の補助金等にその所要額を計上しているところでございます。あわせて管理費等の不足分を補正等を行っているところでございます。

なお、今回の財政調整基金からの4,000万円の繰り入れをすることによって現在の財政調整基金の残高をお知らせいたしますが、現段階で当初予算に計上した1億円の繰り出し等を行った後の数字として2億9,400万円の予定でございます。

以上、補正内容の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第173号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第174号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第174号平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第174号平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴う介護保険システムの改修費用等について、歳入においては国庫補助金及び一般会計からの繰入金、繰り出しにおいては地域支援事業等に係る人件費をそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第174号の細部説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の46ページをごらん願いたいと思います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に200万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ17億7,844万7,000円とするものでございます。予算総額を前年度の同時期と比較いたしますと、額にして1億2,500万円ほど、率にして7.6%の増となっております。

次に、歳入歳出事項別明細書を用いまして補正内容をご説明申し上げます。

52ページから54ページの部分になります。

初めに52ページの歳入について申し上げます。3款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、システム改修経費に対する補助金でございます。補助率は対象経費の2分の1ということになります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金については、職員人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金となります。

次に、53ページの歳出について申し上げます。1款総務費、1項総務管理費のうち、13節委託料135万円につきましては、今議会で可決いただきました介護保険条例の一部改正のところでご説明を申し上げた特例措置に対応するシステム改修費でございます。

続いて、54ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、介護保険料の過年度分の還付金、これは65名分を計上したものでございます。

なお、6款予備費につきましては、財源の調整としてございます。

以上、議案第174号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

介護保険に関しては、2006年ですか、見直しが行われて、地域支援事業が創設されまして、それがさらに改正されまして、目的であります介護予防のところが強化されているようです。それで、その介護予防として新しい総合事業というのが今行われておるようですけれども、当町での実施状況をちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 総合事業につきましては、従来介護保険の予防サービスで行っておりました訪問系のサービス、それから通所系のサービスについて、形態といたしましてはそのまま実施をしているところでございます。支出する部分が保険給付費から地域支援事業費に変更になっているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それで、これからまたさらに町でいろいろやっていくようになるということのようですけれども、特に介護予防に関して今言われていますのは、まだ介護認定されていない方、我々も含めて介護についての意識の普及が進んでいないんじゃないかと言われておりますけれども、その辺の対策とか現状をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 制度等の周知についてはなかなか難しい内容になっておりますので、それを簡単に説明できるような広報による周知でありますとか、地域包括支援センターが毎月発行しております輝き通信等々を使いまして、広く制度の周知を今後も図っていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第174号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第175号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第175号平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第175号平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において国庫支出金を、歳出において災害復旧費をそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第175号の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の63ページ、64ページをごらんいただければと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも伊里前処理区の下水道災害復旧事業にかかわる追加分を補正するものでございます。現在の国道に埋設しております污水管の撤去の追加事業費分でございます。

63ページの歳入につきましては国庫補助金、64ページの歳出につきましても今申し上げました下水道施設災害復旧費へ追加をするものでございます。伊里前地区の特環公共下水道の災害復旧につきましては、本日変更のご決定をいただきました13工区のほかに既に14工区の工事を契約してございまして、その部分をもって新しい漁協さん、あるいは新商店街の部分を今年度中に供用を開始する予定でございます。新設の管路の布設で残っている箇所につきま

しては、新しい国道の南側の公園予定部分の管路のみが新設の布設区間として残ってございます。そのほかにつきましては、ただいま追加でご説明申し上げました国道45号の管路の撤去部分約2.3キロとなっております。順調にいけば来年度ぐらいには下水道の災害復旧としてはおおむねめどがつくものと思っております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第175号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第176号 平成28年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第176号平成28年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第176号平成28年度南三陸町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において営業費用のうち配水及び給水費、総係費を増額するとともに、資本的支出においては建設改良費を増額してそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第176号水道事業会計補正予算（第2号）の細部説明をさせていただきます。

予算書の72ページをお開き願いたいと思います。

最初に収益的支出でございます。

1款1項1目配水及び給水費におきまして委託料に1,147万円を追加補正するものでございます。内訳といたしましては水道事業委託業務のうち漏水修繕業務が大幅にふえたということで463万円、それと新しい水道施設や防集団地等の水道施設が受贈財産として移管され、その加圧ポンプ等の電気料といたしまして684万円をそれぞれ追加するものでございます。

2目総係費でございますが、災害派遣手当、退職手当組合負担金等の調整分のほか、給与改定による追加補正でございます。

次に、73ページの資本的支出でございますが、こちらにおきましても給与改定による追加補正でございます。

なお、給与費の明細につきましては、戻る形になりますが70ページに記載をしておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。1点だけお伺いいたします。

72ページです。委託料1,147万円。その中で463万円の漏水とありますけれども、これは全体的にとってもどこかに集中してあったのか。既存の古い管が漏水したのか、新しいもので漏水したのか、その要因をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 当初これまで契約している中では大体おおむね年間20カ所、金額にしますと432万円ほどで予算を毎年度計上してございますが、今年度の傾向を見てみますと、ある1路線に集中してという形ではなくて町内一円にもう点在するような形で漏水が発生したという状況でございます。ただ、老朽管だけじゃございませんで、仮設管を入れ

てから5年ぐらい経過しているところもございますので、仮設管のつなぎ目のあたりが水圧の関係でややパッキン等が緩んだりとか、そういった漏水も多々見られる状況で、一概にこのことは言えませんが、傾向といたしましてはどちらかというとな歌津地区の既設管の漏水は年々少しずつですが、ふえてきているという状況は感じております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 歌津に多いということなんですけれども、やはりここは既設管であれば長い丁場のことを考えると、そこを移設していく、新しいものと交換していくというお考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 先ほども申し上げましたが、集中的な箇所であればそういったお考えも結構だと思うんですが、ある意味一円的な部分でなっておりますと、ちょっと表現が正しくはないかもしれませんが、イタチの追いかけてこみたいな状況にもなりかねない。ただ、これまでの状況を見て、まずどこの路線からやっていくかというのはおおむねこちらとしてはめどをつけて、検討をつけておりますので、ただ、それをいつやるかというタイミングは県の災害復旧工事とかそういったものの進捗もにらみながらあわせてやればいいんですが、まずその災害復旧もかなりボリュームが多くて、その辺は内部で引き続き検討しながら老朽管の更新は進めていきたいと思っております。災害の復旧が平成32年度までというお話と言われておりますが、平成32年度まではちょっと待てる状態ではないというところで、町の水道の災害復旧の終盤あたりからは本来の老朽管の更新業務という部分を本格的に取り組んでいかなければならないといったような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） なぜこういうことを聞くかという、非常に水は大事なことです。皆さんの命の水になります。今は点在して、そっちこち老朽化して漏水がふえているようなんですけれども、小さなところから水というのは膨れ上がっていきますから、そうすると今度は停止をかけてとめながら工事をしなければならない、大きな工事になっていく要因が多々ありますので、小さいうちからそこを直し直ししてつないで、長いスパンで使えるような水道事業にしていっていただきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 69ページ、水道施設建設費。これは給料の改定ということでわかりまし

たけれども、関連で伺います。

折立から林までの埋設工事の直近の状況を簡単にお知らせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 議員のお店の付近で大変ご迷惑をおかけしておりましたが、おかげさまで順調に推移いたしまして、現場自体は大きな部分は先月中に終わりました、現在竣工検査に向けてのコアを抜いたりとか、ちょっと弁管の周りのすりつけをちょっと直したりとか、そういったところをやっておりますが、全ての4工区とも現場自体は終了しております。1つの工区についてはもう竣工検査まで終わっております、年内中には竣工検査まで全てたどり着けるのかなと思っております。ご協力ありがとうございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） つい最近、道路がようやくきれいに舗装になったみたいなので、今課長が言った答弁のような形かなと思ひまして、改めて確認させていただきました。ありがとうございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第176号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第177号 平成28年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第177号平成28年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま計上されました議案第177号平成28年度南三陸町病院事業会計

補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、支出において人事院勧告等に係る給与費及び経費の支出について組み替えの措置を講じるものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、議案第177号の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の79ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出の支出におきまして、人事院勧告及び職員の異動に係る対応といたしまして、給与費及び経費の組み替えを行うものでございます。

1款1項3目経費、2,015万2,000円を減額し、同額を3目給与費に計上するものでございます。現在のクリニカル・フェロー、大学から3月まで3ライン頂戴してございました。それが、現在医師が11月までで2ラインに減少になってございます。12月からは1ラインのみの支援ということで大学から当初話されていましたが、たまたま留学から帰ってこられた先生方がおいでになりましたので、12月から3月までは2ライン、引き続き確保できておるところでございます。これもいつまでも支援が続くものではないといった内容のお話を頂戴しておりますので、これも医師の確保に向けた段階で頑張ってもらいたいということで、今回は必要な補正をさせていただきたくたいということでございます。よろしく審議をお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 透析についてであります。

現在この南三陸病院で、町内の方で当町の病院で透析治療を受けられなくて、よその町に行っていて受けられているという患者さんの数は幾らぐらいになっておるのか。

それから、その見通しです。今60人の患者さんが透析できる、60人ですか、器具機材があるわけですが、何かスタッフの関係上、非常に少ないという推移をしているということでありまして、その見通しはどのようになっておるのか、その辺のところをお聞かせいただきたい

い。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） ほかの施設で、当町で透析をなさっている患者さんで入院透析で対応できているのが当院と真壁病院です。1件、歌津に居住の方で転院する予定でしたが、残念ながら真壁に行ってちょっと死亡なされてしまいました。基本的にうちのスタンスといたしましては、町内の方、もしくは南三陸病院の圏域の方、北上町から本吉のかいわいまでの方は、これは透析の治療を行っていかねばならないという使命のもとにそういうスタンスで考えてまいりたいということで、真壁病院と連携をとりながら、向こうで3カ月いてもらいますけれども、うちでその後は引き続き面倒を見るという約束のもとに今回対応させていただいた経緯ですので、これは満遍なく見てまいりたいと考えてございます。

それから、今現在は30から31で透析患者さんが透析の治療を行っております。1月からME 1名、臨床工学士1名、それから看護師が1名、気仙沼から戻ってまいります。看護師は歌津の看護師さんです。その方は透析にずっと携わっていますので、大分熟練なさっているスタッフと認識をしております。1月からは少し体制を強化できるかということで、経営的な面も考え、それから南三陸町にお住まいになっている透析患者のことを考え、60に近い数にもっていきたいということで、スタッフの確保ということが一番問題、課題になってきております。その辺も鋭意努力しながら、スタッフの確保に向けて頑張ってみてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、1月から何人かがふえるといいますか、スタッフもふえる関係上、患者さんも受け入れることができる。その60を満杯といいますか、なるにはいつごろになりますか。見通しです。1人のスタッフで何人ぐらいやるのかよくわかりませんが、せっかくある器具機材でありますので、それから経営面から考えても一日も早く、やはり努力すべきだと思うんですが、町長、その辺、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議会でもこれまで透析の再開ということで随分ご議論をいただいてまいりました。おかげさまをもちまして透析を再開して1年近くになるわけですが、当初目標で60人ということで掲げておりましたが、すぐに全部のスタッフが集まるということにはなから想定はしてございませんでした。しかしながら一定程度スタッフ等もそろってまいりまし

たので、少なからずとも透析の目標に近づけていきたいと考えてございます。今お話がありましたように今度新しく2名入るということで、先日も昔の名前で言えば社会保険病院の院長先生にお邪魔をさせていただいて、今後ともご協力いただきたいというお話をしてまいりましたので、いろいろ手を尽くしながら60人という目標を、できれば早く、できればいつてもいつになるか明確にはなかなか申し上げられませんが、頑張ってまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第177号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議第4号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」
の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第21、発議第4号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それでは、発議第4号の「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の説明を行いたいと思います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。昨年行われました統一地方選挙においては全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。ご承知のとおり議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、

サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには幅広い層の世代の方々を議員をやろうという環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくものと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をよろしくお願いをいたしまして、提案の理由の説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、全議案審議終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第22、発議第5号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） それでは、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の説明を行いたいと思います。

上から6行目。東日本大震災からの復興を進めているところであるが、復興予算の拡充とあわせ、自治体の各種施策、民間の投資を促進しつつ、暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進まない。

今の地域別最低賃金は、東京932円、宮城県748円、最も低い地方では714円にすぎない。この額でフルタイムで働いても、120万円から160万円であり、暮らしは厳しい。地域間格差も大きく、宮城県と東京では時間額でも184円も格差があるため、将来を担う若者の県外流出を招く大きな要因となっている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準に加え、地域格差がある点では特異な状態となっている。先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるため、最低賃金の地域間格差の是正、それから全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要であるということで、記、1、生活できる最低賃金にするため大幅な引き上げを行うこと。2、全国一律の最低賃金制度の確立など地域間格差を縮小させるための施策を進めること。3、中小企業への支援策を拡充すること。また、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。

以上、意見書として提出するという内容でございます。

さらにつけ加えて、上のほうにワーキング・プアという言葉がありますが、皆さんご存じだと思いますが、これはいわゆる働く貧困者というんですか、貧困層と言われて、日本には約1,000万人以上いると言われております。年間200万円以下ぐらいで働く労働者と言われております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第6号 高額療養費及び後期高齢者の窓口負担等に関する利用者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第23、発議第6号高額療養費及び後期高齢者の窓口負担等に関する利用者負担見直しの慎重審議と現行制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ただいま事務局長を通して朗読したとおりでございますので、委員各位、よろしく願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 閉会中の継続調査申出について

○議長（星 喜美男君） 日程第24、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、町長より挨拶がありましたらお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、定例会の最終日に当たりまして、一言御礼を申し上げさせていただきますと思います。

12月6日に開会をいたしました12月定例会、7日間、実質5日間の審議ということになりますが、提案させていただきました全議案ご認定を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げますと思っています。

早いものでことしも残すところあと20日余りになりました。本当にことし1年さまざまな復興事業に取り組んでまいりましたが、議員皆さん方のご協力、ご支援に心から感謝を申し上げますさせていただきたいと思っています。とりわけ震災から6年目に入りまして、震災からずっと言ってまいりました住宅再建につきましては、ことしめでどがつくということになりました。本当にこれはもう被災して今仮設住宅にお住まいの方々にとってもことし1年というのは大変大きな報道だったんだろうと思っていますし、それから長年の悲願でありました三陸道が10月30日に供用開始ということになりましたし、来年はまた南三陸海岸インターチェンジ、そしてまた北、北と進んでまいります。これまで三陸道の要望活動、あるいはさまざまな運動に議員の皆さん方には大変なご支援をいただいております。改めてそのご協力に感謝を申し上げますと思っています。

寒くなりました。どうぞ皆さん、よいお年をお迎えをいただきますように心からご祈念を申し上げます。御礼の挨拶にかえたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を申し上げます。

実質5日間にわたっての定例会、大変ご苦労さまでございました。大変活発な審議がなされたものと感じております。

先ほど町長が申し上げましたように高台移転、防災集団移転促進事業、さらには災害公営住宅事業が今年度で完成するというので、大きな一步の年であったと、前進の年であったと感じております。ことしも残すところわずかとなりました。皆さんにとってすばらしい新年を迎えられますようご祈念を申し上げます。一言の挨拶とさせていただきます。

これもちまして、平成28年第9回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時13分 閉会